This copy has been provided by the UBC Archives [or UBC Rare Books and Special Collections] and is to be used solely for research or private study.

JAPANESE-CANADIAN
COLLECTION

XXXII. A.

PLEASE RETAIN
ORIGINAL ORDER

FOR RESEARCH PURPOSES ONLY
NOT TO BE REPRODUCED WITHOUT PERMISSION
Rare Books & Special Collections and University Archives
The University of British Columbia

Department of Labour

CANADA

N O T I C E

TO ALL PERSONS OF JAPANESE RACIAL ORIGIN

HAVING REFERENCE TO MAKING APPLICATION FOR

VOLUNTARY REPATRIATION TO JAPAN

The Minister of Labour has been authorized by the Government of Canada to make known the following decisions made with respect to persons of Japanese ancestry, now resident in Canada, who make voluntary application to go to Japan after the war, or sooner where this can be arranged:

1. The net proceeds realized from the disposition of their property, real and personal, in Canada, and standing to their credit at time of repatriation, will be secured to them and may be transferred by them to Japan upon repatriation following the close of the war.

2. In the case of persons sent to Japan under any agreement for exchange of Nationals between Canada and Japan before the close of war, under which agreement the amount of personal property and funds carried by the repatriates is limited, the Custodian of Enemy Alien Property will be authorized, on the advice of the Department of External Affairs, to provide such Japanese repatriates with receipts showing the property left behind in Canada, or net proceeds of same if sold, with a view to their being permitted to secure possession of their property or the net proceeds thereof after the end of hostilities.

3. Free passage will be guaranteed by the Canadian Government to all repatriates being sent to Japan, and all their dependents who accompany them, and including free transportation for such of their personal property as they may take with them.

The above assurances will apply to such persons as have already made written application in satisfactory form to the Government of Canada to go to Japan, or who make written application hereafter for that purpose to the Government of Canada within the period of time fixed by the Commissioner of Japanese Placement for the completion and filing of applications.

These assurances do not apply to persons of the Japanese race repatriated on other than a voluntary basis.

Dated at Ottawa this 13th day of February, 1945.

HUMPHREY MITCHELL

Minister of Labour.

The special R.C.M.P. Detachment for taking applications will be at LEMON CREEK, B. C. from April 23rd, 1945 to April 24th, 1945 and will take applications at MANUAL TRAINING BUILDING. Every person of Japanese origin 16 years of age and over is required to report to the R.C.M.P. Detachment on one of these dates to signify his or her intention concerning repatriation.

T. B. PICKERSGILL,

Commissioner of Japanese Placement

Vancouver, B. C.
March 12th, 1945.

FOR RESEARCH PURPOSES ONLY
NOT TO BE REPRODUCED WITHOUT PERMISSION
Rare Books & Special Collections and University Archives
The University of British Columbia

Department of Labour
CANADA

N O T I C E

TO ALL PERSONS OF JAPANESE RACIAL ORIGIN

NOW RESIDENT IN BRITISH COLUMBIA

---

1. Japanese Nationals and others of Japanese racial origin who will be returning to Japan, have been informed by notice issued on the authority of the Honourable Minister of Labour, that provision has been made for their return and for the filing of an application for such return. Conditions in regard to property and transportation have been made public.

2. Japanese Canadians who want to remain in Canada should now re-establish themselves East of the Rockies as the best evidence of their intentions to co-operate with the Government policy of dispersal.

3. Failure to accept employment east of the Rockies may be regarded at a later date as lack of co-operation with the Canadian Government in carrying out its policy of dispersal.

4. Several thousand Japanese have already re-established themselves satisfactorily east of the Rockies.

5. Those who do not take advantage of present opportunities for employment and settlement outside British Columbia at this time, while employment opportunities are favourable, will find conditions of employment and settlement considerably more difficult at a later date and may seriously prejudice their own future by delay.

6. To assist those who want to re-establish themselves in Canada, the Japanese Division Placement Offices and the Employment and Selective Service Offices, with the assistance of local Advisory Committees, are making special efforts this Spring to open up suitable employment opportunities across Canada in various lines of endeavour, and in areas where prospects of suitable employment are best.

7. The Department will also provide free transportation to Eastern Canada for members of a family and their effects, a sustenance allowance to be used while in transit, and a placement allowance based in amount on the size of the family.

T. B. PICKERSGILL,

Commissioner of Japanese Placement

Vancouver, B. C.
March 12th, 1945.

FOR RESEARCH PURPOSES ONLY
NOT TO BE REPRODUCED WITHOUT PERMISSION
Rare Books & Special Collections and University Archives
The University of British Columbia

告示

任意日本に送還せらるべく請願する總ての日本民族に対する参考告示

戰爭後或は夫れ以前に日本へ行くべく任意的志願する日本加奈陀に居住する日本人系統の者に関し加奈陀政府は左の如く決定し其の実施を労働大臣に委任せり

一、加奈陀にある日本人の動産及不動産を賣却し夫れを處分整理し其の正味手取金は送還の時まで債權預金として置き戰爭後送還の際本人は其の金額を引き出すか或は日本に送金することも出来る

二、戰爭終結前に夫れ〳〵の國民交換に関し加奈陀及日本間に締結せらるべき協約に基き日本に送還さるる者の携帯すべき動産及資金の額は制限せられ敵国たる外国人財産管理者は外務省の歡告に依り送還さるべき日本人に対し戰後其の財産を得らるるか或は其の財産を賣却したる場合に其の手取金を得らるる為め加奈陀に残さるべき財産を賣却したる場合には手取金を明細受領書或は其の財産を明記する受領書を渡すのである

戰後其の財産を得らるるか或は其の財産を賣却したる場合には其の手取金を得らるる為である

三、日本に送還さるべき總ての送還者及夫れに同伴する家族に対する旅費及彼等の携帯する荷物に対する運賃は加奈陀政府にて支拂うべきことを保証する

上記の保証は日本に行くべく加奈陀政府に対し満足なる書式に依り既に請願せんとする者或は其の後同目的の為め加奈陀政府に請願したるも其の後同目的の為め加奈陀委員長に依り定めたる期間内に請願書に記入完成したる者のみに適用せらるるのである

此等の保証は任意的に日本へ帰還する者以外の日本人には適用せず

「オタワ」
千九百四十五年二月十二日　　労働大臣
ハムフレー・ミッチエル」

持別派出の「マウンテイ」が「レモンクリーキ」にては
千九百四十五年四月二十三日より四月二十四日迄
十六才以上の日本人種にして日本に帰還せんと欲する
男女は前記期間内に其の旨を出張したる「マウンテイ」に申
込まねばならぬ

晩香坡
千九百四十五年三月十二日

日本人配置委員長
テービーヒッカースキル」

FOR RESEARCH PURPOSES ONLY
NOT TO BE REPRODUCED WITHOUT PERMISSION
Rare Books & Special Collections and University Archives
The University of British Columbia

加奈陀労働省告示

目下ブリチッシュ・コロンビヤ州内に居住する總ての日本民族に対する告示

一、日本に帰還せんとする日本国民及日本人種に対し帰国に関する条項及帰國請願書へ記入する条項に関しては労働大臣よりの告示に依り通告されてゐる

二、日本人種にして加奈陀臣民たる者は加奈陀政府の政策なる日本人を「各州に分散」主義に協同するの意向ある最もよき記として「ロッキー」山脈以東に移動し再定住すべきである

三、「ロッキー」山脈以東の職業に應せざる者は今後加奈陀政府の政策たる「散らす」主義実行に協同せざる者と認むるかも知れぬ

四、數千の日本人は「ロッキー」山脈以東に於て既に満足に再建設に就いてゐる

五、目下は「ロッキー」山脈以外に於ける職業を得るに好機會である者は今後に於て職業を得るにも定住するにも非常に困難を感ずる事が大抵が為め各自の将来を考慮するであらう

六、加奈陀に於て再定住を希望する者を援助する為め職業選擇委員等は該地方に於ける顧問委員の日本人部及職業紹介所を通じて種々適當なる職業を得るの機會を同始し最も将來見込みある適當なる職業を得るに盡力する

七、又労働省は東部加奈陀に移動するに家族及其今々の財産移動の運賃及旅行中援助手當並びに家族數に依り割り當てたる配置手當てを支給する

晩香坡
千九百四十五年三月十二日
日本人配置委員長
テー・ピー・ピッカースギル

FOR RESEARCH PURPOSES ONLY
NOT TO BE REPRODUCED WITHOUT PERMISSION
Rare Books & Special Collections and University Archives
The University of British Columbia

British Columbia Security Commission

POINTS TO BE DISCUSSED WITH COMMITTEE
BY SUPERVISOR WHEN OUTLINING PROGRAMME

The following procedure and considerations are set forth for use by the Supervisors in discussing the programme for taking voluntary applications for repatriation and for encouraging relocation.

1. Remind members of Committee of the dates when, and the place where, the R.C.M.P. detachment will visit your project for the purpose of registering applications for repatriation to Japan after the close of hostilities.

2. The signing of the forms is voluntary, but it is required that all persons of Japanese origin sixteen years of age or over, appear before the R.C.M.P. detachment to signify their intention concerning repatriation.

3. Where any person has already requested repatriation, he or she is asked to re-sign the new official form.

4. Those who have previously requested repatriation but do not want to sign the new official form, must realize this will not automatically cancel their previous request. Requests for cancellation of previous applications for repatriation should be referred to the R.C.M.P.

5. All those signing forms for repatriation but who are presently engaged in self-supporting employment, will be able to continue in that employment and will not be required to move from that area until such time as repatriation can be arranged after the end of hostilities. There would, of course, be some exceptions to this, where the work is of a temporary or seasonal nature, or where by previous agreement with a local community, temporary residence in the area concerned of certain people of Japanese origin was assured, or those living in an interior housing project which might be closed or reduced in size.

6. To draw your special attention to the various forms of assistance outlined by the Minister of Labour to those making application voluntarily for repatriation to Japan. You will note these assurances do not apply to those repatriated another than a voluntary basis.

7. The Government will continue to assume responsibility for the general maintenance and welfare for those signing applications for repatriation. They will still be employed by the Commission for essential work in the projects. In fact, the Supervisors will be asked to give special consideration for employment in the projects to those applying for repatriation. Those signing applications will be assured of adequate maintenance if there is not work available or if they are not employable.

8. Japanese Canadians now living in British Columbia, and who were in the Protected Area at the time of declaration of war with Japan, particularly those living in interior housing projects, who do not want to sign applications, will be expected to make immediate plans for taking employment East of the Rockies. This is in conformity with the announced Government policy of not permitting a concentration of people of Japanese origin in British Columbia. This policy was adopted by the Canadian Government fully realizing, that for the future security of loyal Japanese Canadians remaining in Canada, it is in their own best interests and of the country generally, if they do not concentrate in one Province or area. Racial antagonism would surely develop which could not possibly make for happiness or contentment among loyal Japanese Canadians.

9. For these reasons, Japanese Canadians not wishing to sign applications for repatriation are asked to begin immediately making plans to go East of the Rockies. Such action would be evidence of their desire to be good Canadians and co-operate with the Government in this appeal for relocation. Failure to respond to this appeal

FOR RESEARCH PURPOSES ONLY
NOT TO BE REPRODUCED WITHOUT PERMISSION
Rare Books & Special Collections and University Archives
The University of British Columbia

may be regarded by the proposed Loyalty Tribunal as an indication of non-co-operation with the Government in meeting a very difficult problem.

10. Full details of employment opportunities East of the Rockies provision for transportation expenses for members of family and effects, sustenance allowance while in transit, and a generous placement allowance based on the number in the family, will be made known. Special placement officers withall this information will be located near to the R.C.M.P. detachment taking applications. Japanese Canadians not wanting to sign applications should see these placement officers for information about relocation opportunities.

11. While it may be true, that certain questions concerning relocation East of the Rockies cannot be answered definitely, how much more uncertain the future of those refusing to relocate, who continue to stay in British Columbia, while employment opportunities in the East are being exhausted.

12. To assist those relocating East of the Rockies, the Japanese Division placement officers and the Employment and Selective Service officers, with the assistance of local Advisory Committees, are making special efforts this spring to open up suitable employment opportunities.

13. Arrangements are being made by Eastern placement officers for temporary boarding accommodation at a number of points, to accommodate a limited number of families for a few days until they can be satisfactorily placed. Generally speaking, the head of the family should proceed East first and have the family follow a little later, when suitable housing accommodation can be located. At the present time, the best opportunites for family placement are in farm employment and smaller towns.

14. Should any young men or young women wish to have the opportunity of making a selection of employment available after their arrival in the East, arrangements can be made for them to travel to the East in groups and they will be allowed a few days in which to make their selections. Their destinations would however, be limited to any points where temporary boarding accommodation is provided.

(a) For the young men their choice would have to be made from:
- (1) Lumber and logging in Manitoba or Northern Ontario
- (2) Heavy or light industrial employment in Montreal or Southern Ontario.
- (3) Farm employment: Alberta, Manitoba, Southern Ontario - sugar beet, mixed farms, orchard, small fruit, mushroom, nurseries and market gardens.

(b) Young women:
- (1) A certain amount of light industrial employment is available in Montreal, such as dress manufacturing
- (2) The majority however, will find it necessary to accept domestic employment, at excellent wages, in homes certified by the Y.W.C.A.

15. It is recommended that immediate contact by letter be made with relatives and friends already in the East, so that every applicant for Eastern employment will be able to state his or her preference for a certain Province or area.

FOR RESEARCH PURPOSES ONLY
NOT TO BE REPRODUCED WITHOUT PERMISSION
Rare Books & Special Collections and University Archives
The University of British Columbia

B. C. SECURITY COMMISSION

Hastings Park Clearing Station,

Vancouver, B. C.,

September 10, 1942.

TO: AUTHORITY OF

MR. JAMES A.ROSE

The undermentioned are hereby authorized to leave Hastings Park Clearing Station to proceed to: "A" Buidling to be entrained at Hastings Park Siding for the purposeof being evacuated to SLOCAN EXTENSION on September 10, 1942.

Serial Number	Name	Category	Sex	Child's Age	Remarks
03331	OYAGI, Suzu	J.N.	F		
	" ,May	C.B.	F	10	
	" , Shigeru	C.B.	M	8	
	" , George	C.B.	M	4	

Margery McCreary
Registrar

FOR RESEARCH PURPOSES ONLY
NOT TO BE REPRODUCED WITHOUT PERMISSION
Rare Books & Special Collections and University Archives
The University of British Columbia

DEPOSIT FORM G-657-A

Reg. No. _____ Name: _____
(please print) Surname Given Name

Cheques (must be certified)			Cash	Dollars	Cents
List Bank Name and Branch	Amount		X 1		
			X 2		
			X 5		
			X 10		
			X 20		
			X 50		
			X 100		
			Total Bills		
			Silver		
			Copper		
			Total Cheques		
Total Cheques			Total Amount		
			Teller's Initials		

Herewith monies as shown above.

I wish to take all of these funds with me to Japan, plus $ _____ now on deposit with the Custodian. Yes _____ No _____

I wish to take with me only the amount of the Government Guarantee
Yes _____ No _____ .

Date: _____, 1946 _____
Signature

OR

I have no money to turn in.

Date: _____, 1946 _____
Signature

FOR RESEARCH PURPOSES ONLY
NOT TO BE REPRODUCED WITHOUT PERMISSION
Rare Books & Special Collections and University Archives
The University of British Columbia

新告示ノ宣誓(署名(サイン)書ノ典)

(加奈陀出生者ノ場合)(二世)

私事 姓名_____ 男女_____ 生年月日_____

一九四一年拾二月十六日附枢令PC第九七六〇ノ下ニ登録シタ加奈陀出生英国臣民登録番号JR NO_____ 茲ニ英国臣民タル事ヲ抛棄シ日本国籍採用ニ決意ヲ宣言スル

更ニ私ハ一九四五年二月十三日附労働大臣ノ布告ニ示サレタル條件ノ下ニ加奈陀政府ガ私ヲ日本ニ送還準備ト且ツ実行サレン事ヲ要求ス

私ハ此ノ宣言中ニ記述ノ全部ヲ充分理解シ且自発的ニ茲ニ署名スルモノナリ

(帰化人ノ場合)

私事 姓名_____ 男女_____ 生年月日_____

一九四一年十二月十六日附枢令PC第九七六〇ノ下ニ登録シタル加奈陀帰化英国臣民JR NO 茲ニ英国臣民タル事ヲ抛棄シ日本国籍採用ノ決意ヲ宣言スル

更ニ私ハ一九四五年二月十三日附労働大臣ノ布告ニ示サレタル條件ノ下ニ加奈陀政府ガ私及下記ノ一族十六才以下

姓名_____ 国籍_____ 生年月日_____ 男女_____ 関係(子供/親籍)_____

ヲ日本ニ送還ノ準備及ビ実行サレン事ヲ要求ス 私ハ此宣言中ニ記述サレタ全部ヲ充分理解シ且自発的ニ茲ニ署名スルモノナリ.

(日本人ナショナルノ場合)(二世)

私事 姓名_____ 男女_____ 生年月日_____

一九四一年十二月十六日附枢令PC第九七六〇ノ下ニ登録セル日本人ナショナル登録番号JR NO ハ一九四五年二月十三日附労働大臣ノ布告ニ示サレタル條件ノ下ニ加奈陀政府ガ私及下記ノ一族十六才以下

姓名_____ 国籍_____ 生年月日_____ 男女_____ 関係(子供/親籍)_____

ヲ日本ニ送還ノ準備及ビ実行サレン事ヲ要求ス

私ハ此宣言中ニ記述サレタ全部ヲ充分理解シ且自発的ニ茲ニ署名スルモノナリ

FOR RESEARCH PURPOSES ONLY
NOT TO BE REPRODUCED WITHOUT PERMISSION
Rare Books & Special Collections and University Archives
The University of British Columbia

Declaration by _____ British Subject

(Japanese Registration No.____)

_____

_____

The Royal Canadian Mounted Police;

.....

.....

_____(_____), born_____

registered as a _____British subject (Japanese Registration No. _____)_____hereby declare and give you notice that___hereby renounce, abandon, and revoke __ declaration heretofore made by __ in which __ declared _____ desire to relinquish ___ British nationality and to assume the status of a national of Japan, and in which __ requested the Government of Canada to arrange for and effect ___ "repatriation" to Japan.

It is intention and firm resolve to retain and adhere to___ rights and status of a _____British subject and as a citizen of Canada, as well as to fulfill all the duties and obligations that are thereby imposed on ___.

Date_____1945

_____
Witness

_____
Signature

_____
Interpreter

FOR RESEARCH PURPOSES ONLY
NOT TO BE REPRODUCED WITHOUT PERMISSION
Rare Books & Special Collections and University Archives
The University of British Columbia

Declaration by Japanese National

(Japanese Registration No. _____)

_____

_____

The Royal Canadian Mounted Police;

.....

.....

_____ (___), born _____

registered as a Japanese National (Japanese Registration No. _____) _____ hereby declare and give you notice that ___ hereby renounce, abandon, and revoke _____ declaration heretofore made by __ in which ___ requested t o Government of Canada to arrange for and effect ___ "repatriation" to Japan.

Date_____1945

_____
Witness

_____
Signature

_____
Interpreter

Dependents:

FOR RESEARCH PURPOSES ONLY
NOT TO BE REPRODUCED WITHOUT PERMISSION
Rare Books & Special Collections and University Archives
The University of British Columbia

Declaration by Japanese National

(Japanese Registration No. _____)

_____

_____

The Royal Canadian Mounted Police;

.....

.....

_____ (___), born _____

registered as a Japanese National (Japanese Registration No. _____) _____ hereby declare and give you notice that ___ hereby renounce, abandon, and revoke _____ declaration heretofore made by __ in which ___ requested the Government of Canada to arrange for and effect ___ "repatriation" to Japan.

Date_____1945

_____
Witness

_____
Signature

_____
Interpreter

Dependents:

FOR RESEARCH PURPOSES ONLY
NOT TO BE REPRODUCED WITHOUT PERMISSION
Rare Books & Special Collections and University Archives
The University of British Columbia

LETTER FORM FOR UNDER 16 YEARS

AND OVER

(1) I am a Canadian Born British Subject.

(2) Date of birth and place of birth.

(3) School before evacuation (made many Canadian friends).

(4) Wish to remain in Canada even though my parents are sent to Japan. For 16 and over put: We are their main hope of support for the future.

Nationals and Naturalized with Canadian-born wives who have applied for cancellation are now permitted to remain in Canada.

The cancellations of Nationals and Naturalized, whose wives are Nationals or Naturalized, have not yet been accepted. For the benefit of this group, their children should write letters, using some of the above points, to have their parents permitted to remain in Canada. This work should be carried out immediately and the letters addressed to those whose names appear below.

Mailing Points:

(1) Rt. Hon. W. L. MacKenzie King,	Prime Minister of Canada, Ottawa, Canada.
(2) Hon. Humphrey Mitchell,	Minister of Labour, Ottawa, Can.
(3) Hon. L. S. St. Laurent,	Minister of Justice, " "
(4) Mr. T. B. Pickersgill,	360 Howe Street, Vancouver, B.C.
(5) Mr. Hugh MacMillan,	126 Eastbourne Ave., Toronto.
(6) Mr. Angus McInnis, M.P.	House of Commons, Ottawa, Canada.
(7) Mr. F. A. Brewin,	c/o Mr. Kunio Hidaka, 506 Jarvis Street, Toronto, Ont.
(8) Mrs. A. Roger Self,	412 Wesley Bldg., Toronto, Ont.
(9) Rev. W. H. H. Norman,	6464 Chester Street, Vancouver.
(10) Rev. MacWilliams,	Tashme, B.C.
(11) Dr. Jesse H. Arnup,	Wesley Bldg., Toronto, Ont.
(12) Mr. B. K. Sandwell,	Editor, Toronto Saturday Night, Toronto, Ont.

子供よりの親を留める願ひ手紙

帰化人及び二世に妻が帰化及び二世の場合は未だ取消をゆるされてゐないから之を有効にするため子供より至急嘆ひ手紙を出させて下さい。

十六才以下よりの要点

一. 私はカナダ生れの英国市民である。

二. 生年月日と出生地名

三. 移動前の学校名及び場所

多くのカナダ人の友だちを持つた

四. たとへ両親が日本へ送還されても自分はカナダに止りたい。

十六才以上よりの要点、

前記一、二、三、項に加へて両親を養ふ立場にある点を強調すること。

(帰化、一世の取消者にして二世の妻を娶つてゐる者は当分に留まることが許された。)

FOR RESEARCH PURPOSES ONLY
NOT TO BE REPRODUCED WITHOUT PERMISSION
Rare Books & Special Collections and University Archives
The University of British Columbia

Form JP 2.

To be completed by persons of the Japanese race who are leaving for Japan.

NAME IN FULL: . . . . . .

REGISTRATION NO: . . . . . .

STATEMENT OF REAL PROPERTY

LOCATION: . . . . . .

LEGAL DESCRIPTION: . . . . . .

ENCUMBRANCES: . . . . . .

RENTAL ARRANGEMENTS: . . . . . .

Certificates of Title, original Agreements of Sale and other documents of evidence of ownership must be surrendered to a representative of the Treasury Department.

PERSONAL PROPERTY

WHERE LOCATED: . . . . . .

PACKED AS FOLLOWS: . . . . . .

Package Description and Marks	Contents

Moneys owing to you . . . . . .

. . . . . .

Debts owing by you . . . . . .

. . . . . .

Any requests in regard to Life Insurance . . . . . .

. . . . . .

Any requests for disposition of Funds at your Credit with the Custodian or derived from Sale of Property listed above.

. . . . . .

Use reverse side for additional information.

I, the undersigned voluntarily turn over to the Custodian all property which I am leaving in Canada.

. . . . . .

Signature

G-672

FOR RESEARCH PURPOSES ONLY
NOT TO BE REPRODUCED WITHOUT PERMISSION
Rare Books & Special Collections and University Archives
The University of British Columbia

FOR RESEARCH PURPOSES ONLY
NOT TO BE REPRODUCED WITHOUT PERMISSION
Rare Books & Special Collections and University Archives
The University of British Columbia

(6)

人身保護律に関して

吾々帰国申請取消者を再調査されるものか、或は日本部に於いて起訴中の判決を見るまでに帰国命令を押付けられるものか、後者の場合を備えて人身保護律に訴うる用意で

して置くは必要に迫ったためである

此の人身保護律は今から三百年前より英米国で実施してるもので人間の自由を擁護する最後的のものである。ヘビアス・コーパス と云う言葉はラテン語から来た英語である。これは米国で

も実施してるもので(取迫な大陪審の決定)なき場合にこの法律によって自由を護る。又敵国人の共産主義者かどうかを調べてその送還命令を無効にした事例は無数にある

から送還命令を受けた場合にこの法律によりその送還しようと策す政府のやり方に対してその送還を免がれた例は無数にある

是動家に対して国外追放を企てた場合、これに依って送還命令を押付けられても五ヶ年以上の在留者は当然その国に居住権を保持して

処に送還命令を押付けられても五ヶ年以上の在留者は当然その国に居住権を保持して

ある訳である

既にタゞ其の地方で準備としてるるかである。(多数となるもやむを得ずと同意せり)の用意が必要となり、前以って弁護士に委任する者のみがその裁判の

依って弁護士との手許まで届けて置き、急を要するもので徐めフォームを

依頼する事に依り初めて起訴に申し出たことになる。その起訴費として各人金弐拾弗

を届けて置く者の中、依頼電報を発して

結果を見るまで帰国命令を受けても充分

弁護士に起訴依頼の電報を発しない者は帰国命令を受けても充分

現在の処はその必要なきまで成功してるるが

加ある。尚帰化ナショナル敵国者全部を通じてフォームを準備するものがある。かくする

事は敵国者の強固なる意志を表明する事になる

尚この裁判に最初に帰国命令を受けた者の中よりナショナル一名帰化二名のテストケース

として代表裁判を起すことになるわけであるが、タレメを先に送還すると云ふ心配なきにあらず

陰ひその人選はタレメの方でやって呉れるが費用として一人三年弗計六年弗の見積りである

とタレたりは報じてるる、この費用は五つ又はコースト時代各国体験金の等附一般の寄附並に

金弐十五弗を出資して起訴に先だって弁護士と相談する筈である。

不審事項は同下見解を両会共申わたしてある。

準備 フォームに関して

一月九日帰国申請取消者総会の決議により全取消者よりフォームを作り用意として

弁護の手許まで届ける事。(起訴するや否やは別問題)

(イ) フォーム作製は事務所にて受け付けてあります。(事務の関係上)

(ロ) フォームに改け附けてあります。

(ハ) ナショナル又帰化人を先に改け附けることがなるべくことがら

フォーム書き込みに必要なる

1. 姓名 2. 生年月日 3. 出生場所 (本人及び家族全部かもか)

4. ナショナルの最初入国日 日本訪問の年月日 滞在期間 訪問理由

5. 帰化人の帰化許可証書番号、及びその年月日

フォーム用意に対する目的

一人手保護律に訴へ最後まで頑張ると言ふ決意を政府当局に暗示するにフォーム

だけは取消者のものが全部弁護士の手許まで届けておく事が有効視された

二、吾々の立場に同情ある白人国体並びに有識階級者間に吾々の意志

を表明する事と共に一層の同情と援助を得る事になる

一月十一日

レモンクリーキ帰国申請取消者資行委員

FOR RESEARCH PURPOSES ONLY
NOT TO BE REPRODUCED WITHOUT PERMISSION
Rare Books & Special Collections and University Archives
The University of British Columbia

一、二月二十日午後五時マクレナン弁護士より パンオフのガーデナー氏宛へ
電話をもって次の意を傳えて来る
「枢密院上訴を前提として追放延期を請願する為デリゲート
(代表)を派遣する」と

二、マクマスター弁護士よりの書面(マクマスター、ブルーイン・マクレナン三氏見解要旨)
大審院の判決が不利の場合は東部の三井協会で直ちに枢密院に
上訴すると報じてある。その枢密院の判決があるまでに政府は強制
送還を施行するかも知れぬが人身保護律の適用に依って留める
事が出来るという点に人身保護律の必要が認められるのである

三、二月十五日 日高部長氏よりの書信中重要事項
(イ)枢密院上訴費用としては五六千弗の見當である。
ビーレー卅に於ける人身保護律適用に関する起訴費として
既に金壱千弗蒐集出来ておるが東部に於ても殘金が
幾分残ってゐるしこの枢密院上訴費の不足額は比較的捻出
出来易いと考へられる。
(ロ)政府当局に対する妥協案はコーポレーションコミテーよりの提案では
無い。是はブルーイン弁護士個人の意向であるが吾々デリゲーション、コミテー
としては賛成かね
(ハ)右の理由としては政府は如何なる條件を以て再調査するものか判らぬ
のに枢密院上訴や人身保護律の適用を断念してしまわねばならぬ
ようなスローガンバーレ中央委員会の
決せし当スローガン(タンメ宛電報参照)

四、二月二十日 理事会に於いて可決せし予算の如し(タンメ宛電報参照)

支弁すべき割當費用左の如し	
ヘビヤス コーパス 試訴費	金三千弗
マクレナン弁護士の東行費	金一千五百弗
既にタンメにて支払ある弁護士費	金四百五十弗
大ローカンへ招聘せし弁護士費	金三百六十弗
大口各代表クラウドお張費	金二千五百弗
マクマスター氏ポートお張費	金三千弗
マクレナン弁護士ニューパンクレート費	金九十弗
	金百六十七弗九十七仙
	金五千四百五十四弗四十二仙也

二月廿二日。

FOR RESEARCH PURPOSES ONLY
NOT TO BE REPRODUCED WITHOUT PERMISSION
Rare Books & Special Collections and University Archives
The University of British Columbia

送送及再移動問題に関しての貴方質問書、同時に貴方から労働大臣ミフネエル閣下に送られた手紙に對しても、此度より迄答すべしとの電請と共にオタワより其の写しを受取りました以下貴方の各質問に對し回答するが中には一つの回答で他の質問の適合するものもある

一　送還

一a　帰化人及カナダ生れに依るカナダ人にして自発的に政府で用意した書式に署名したものに對し政府は其のカナダ臣民の資格を直ちに変更する意向を持ってゐない旨オタワから傳達された此れは一九四二年一月廿六日附閣令PC一〇七三号より抜萃したる下記の條項に符合する

結婚、出生、帰化若しくは其の父親がカナダで帰化したるに依る何れの英国臣民でもカナダと戦争中の或一国に帰国を申込みたる場合カナダ臣民の資格を喪失する

一b　上項(a)に依り英国臣民の資格を喪失したる者の妻及子供は若し該当人の帰国申込書に其妻及子供の名前が書き入れられてあった場合はカナダ英国臣民の資格を喪失する

一c　上記に依り英国臣民の資格を失った人の子供が未成年の場合は其の子供の名前が両親の帰国申込書に記入され且実際カナダを立退かなければ英国臣民の資格は失はない

二問　若し日本が帰化及第三国の日本送還につその自分の意志を発表したいと思ふ場合は其の意思をとられますか

答　キング首相は去る八月議会に於て日本に行を希望する日系人として戦後日本に現在カナダに居る日系人に対し「カナダに居る日系人で交渉することを望ましく思ひ且つ戦争終了後日本政府とすべての交渉及心準備が完了する迄日本に行くべきことを勧められる此れに依って明かなしカナダ政府は是の行動も称らないのである

三問　総ての日系人十六才以上のものは送還につその自分の意志を発表しした場合一人の例外なく送還されるか

答　此の質問は送還申込に自発的に署名したものに対してのみ適用されるものである

四問　現在ロッキー以東に居住し日本帰国を申込んだものが失業した場合如何なる財政的援助をうけるや

(a)　独身者及其の家族

答　現在東部に在住する日系人で帰国に署名したものは送還の準備の為め迄救済する東部に在住する日系人で帰国に署名しない者で救済を要する日系人に對して何等救済手段を講じない

五問　東部に居る者で送還に署名した場合収容所に居住する其の家族に対しての処置如何

答　東部に居る者で帰国申込に署名したものは総ての点に於て収容所の家族の元へ帰る事を許す

(b)　既婚者及其の家族

答　現在東部に在住する日系人で帰国に署名したものは送還の準備の為め迄救済する東部に在住する日系人で帰国に署名しない者で救済を要する日系人に對して何等救済手段を講じない

五問　東部に居る者で送還に署名した場合収容所に居住する其の家族に対しての処置如何

答　東部に居る者で帰国申込に署名したものは総ての点に於て収容所の家族の元へ帰る事を許す

FOR RESEARCH PURPOSES ONLY
NOT TO BE REPRODUCED WITHOUT PERMISSION
Rare Books & Special Collections and University Archives
The University of British Columbia

四、不況の程度に依り経済的の境界を如何とするも困窮者とするも困窮者の定義を与うる必要あり。

答、日本人と同様の救済を与うる場合、日給若しくは労働時間に依り困窮者の定義を与うる方法もあるべし。

問、労働者が経済的の理由に依り労働争議を為す場合に於ても救済を与うるや。

答、労働争議が経済的の理由に依るものなりや否やを決定し得る限り救済を与うるを可とす。

問、労働争議の場合に於ても救済を与うるとせば、労働者の収入若しくは貯蓄が救済を与うる程度に達したる場合に於ても救済を与うるや。

答、労働争議の場合に於ては救済を与うるを可とす。

問、労働争議の場合に於ては救済を与うるとせば、労働者の収入若しくは貯蓄が救済を与うる程度に達したる場合に於ても救済を与うるや。

答、労働争議の場合に於ては救済を与うるを可とす。

(C) 現在其の国に滞在する限り何人に対しても救済を与うるや。

答、現在其の国に滞在する限り何人に対しても救済を与うるを可とす。

(D) 自然災害の為救済を与うる場合に於ても救済を与うるや。

答、自然災害の為救済を与うる場合に於ても救済を与うるを可とす。

(E) 救済を与うる場合に於ては救済を与うる方法如何。

答、救済を与うる場合に於ては救済を与うる方法如何は各国の事情に依り異なるべきも、救済を与うる場合に於ては救済を与うる方法如何は各国の事情に依り異なるべきも、救済を与うる場合に於ては救済を与うる方法如何は各国の事情に依り異なるべきも、救済を与うる場合に於ては救済を与うる方法如何は各国の事情に依り異なるべきも、

(F) 救済を与うる場合に於ては救済を与うる方法如何。

答、救済を与うる場合に於ては救済を与うる方法如何は各国の事情に依り異なるべきも、救済を与うる場合に於ては救済を与うる方法如何は各国の事情に依り異なるべきも、救済を与うる場合に於ては救済を与うる方法如何は各国の事情に依り異なるべきも、救済を与うる場合に於ては救済を与うる方法如何は各国の事情に依り異なるべきも、

(G) 自然災害の為救済を与うる場合に於ては救済を与うる方法如何。

答、自然災害の為救済を与うる場合に於ては救済を与うる方法如何は各国の事情に依り異なるべきも、救済を与うる場合に於ては救済を与うる方法如何は各国の事情に依り異なるべきも、救済を与うる場合に於ては救済を与うる方法如何は各国の事情に依り異なるべきも、救済を与うる場合に於ては救済を与うる方法如何は各国の事情に依り異なるべきも、

五、帰還命令に応じ帰還する者の中一人宛を以て組織したる銀行団体に対し帰還者の為銀行預金を引き出すことを許すや。

答、帰還命令に応じ帰還する者の中一人宛を以て組織したる銀行団体に対し帰還者の為銀行預金を引き出すことを許すや。

六、帰還命令に応じ帰還する者の中一人宛を以て組織したる銀行団体に対し帰還者の為銀行預金を引き出すことを許すや。

答、帰還命令に応じ帰還する者の中一人宛を以て組織したる銀行団体に対し帰還者の為銀行預金を引き出すことを許すや。

七、帰還命令に応じ帰還する者の中一人宛を以て組織したる銀行団体に対し帰還者の為銀行預金を引き出すことを許すや。

答、帰還命令に応じ帰還する者の中一人宛を以て組織したる銀行団体に対し帰還者の為銀行預金を引き出すことを許すや。

八、帰還命令に応じ帰還する者の中一人宛を以て組織したる銀行団体に対し帰還者の為銀行預金を引き出すことを許すや。

答、帰還命令に応じ帰還する者の中一人宛を以て組織したる銀行団体に対し帰還者の為銀行預金を引き出すことを許すや。

FOR RESEARCH PURPOSES ONLY
NOT TO BE REPRODUCED WITHOUT PERMISSION
Rare Books & Special Collections and University Archives
The University of British Columbia

五〃再移動者の子供の教育方針如何の、
答）州政府の意志はパブリックスクール、ハイスクールの教育は各州政府の権限にあつて、今見に就て各州がどうするか言明する事は困難である。
六〃現在東部で働いてゐる者で帰国申込みた署名をした場合、
答）此の質問は送還の第五項に該当する者は送還の際へ帰る事が出来るかの、
七〃東部に再定住した者は選挙権を含む完全なる市民権が与へられるやの、
答）現在この問題について考慮中である、兎角再移動者はあその方に指定されるそれ丈けの任事口を承諾さるべきである、
八〃再移動者の費用は東部に於ける再移動者に対しロッキー以東に帰る時自発的帰国申込書を変更する時も再移動者に対しロッキー以東
答）帰国に署名しないものは東部に再移動する時自発的帰国申込書を変更する時も再移動者に対しロッキー以東
答）派遣RCMPが各キャムプを巡回する時、
現在の一覧表を見せる、
九〃日系人を雇用する場合、
十〃日系人を雇用する場合、
答）職業統制の法律に依り雇主は求人広告をするも許されない、

三、インターン人及び其の家族、

一〃インターメント、キャムプを閉鎖すると云ふのは事実かの、
答）尤も確実だと信ずべき河なる情報も入つてゐない、
二〃インターン人は全部タレメに送られるかの、
答）インターンを釈放するやうな模様はかしもない、
三〃タレメに移すとしたら其の家族は何処に於ける取扱ひをするやの、
答）タレメに移動されたインターン家族は同地に於ける他の人々と同じ待遇を受ける、
四〃インターン、キャムプに於て病体の為めとか、
答）インターンの病人には充分なる保護と設備がある、
出所は病情によりて何とも云へぬ、
五〃移動当時一九四二年インターメントキャムプに於てインターンされた人中に加へられるかの、
家族はインターン家族と見做されるそして
答）一九四二年に死亡された人は現在に於ても一度繰返して申し込みた署名する事は全然自発的であるそして
答）一九四二年に死亡された人は現在に於ても一度繰返して申し込みた署名する事は全然自発的であるそして
ハーンズ氏の事務所で話した事を私は茲に署名する事を望むかの、
上申たい、送還申込みに署名する事は全然自発的であるそして
十六才以上の者は日系人は派遣されるR.C.M.P.へ定められた時日、
及び場所へ自発的に帰国申込みに署名する事を望むかの、
いかといふ事をやつてあでらるべきものなり

轉住局長 ピッカースギル

四月十九日夜記

FOR RESEARCH PURPOSES ONLY
NOT TO BE REPRODUCED WITHOUT PERMISSION
Rare Books & Special Collections and University Archives
The University of British Columbia

急を要する者は申し込んで貰えば必要に應じ材料は支給する
(勿論のある者は自分でして貰ひたい)
エキテンションは裏へなす場合は自由にいくら伸してもよい。
ピッカースギル氏と協力してやって貰ひたい。
ス氏と協力してやって貰ひたい。
一、救済生活者に日常品を充分支給してやって貰ひたい。
トイレット紙、石鹸、マッチ其の他。
間に合ふ様充分用意して置いて貰ひたい。
答、出来ない。日常品買入費は救済費中に込めてあるのである
ら別に品物の配給することは出来ない。
一、風の多い砂塵が立って衛生上よろしいから道路に油を流してこれを防
いで貰ひたい。
答、油がないから出来ない。
一、街燈の設置。
賀油を蒔くことが出来なければ、水ホースを貫入し人を二人程つけ
て夏中だけ道路に水を蒔いて貰ひたい。
答、バーンス氏と相談して好い様にやって貰ひたい。
一、街燈の設置。
当前建設することを約束されて居るが今だ実行されて居ない。
答、約束した事なし。
バーンス氏 家屋の外張り等が片付いて後にして貰ひたい。急ぐ
仕事が澤山あるから。
一、慰安の為め日本映画のフイルムを取り寄せられる様にして貰ひたい。
答、検閲官の方へセンサーの済み次第早く帰す様コミッションより交渉する。
一、ストローマドロス、非常に悪くなって居るから綿マドロスと取り
替へて貰ひたい。
答、今だストローマドロスを使用して居る者はコミッション事務所へ申し込めば取り替へる。
一、以前アスペストを支給することを約束されて居るが今だ充分配給されて居ない。二家族住人で居る家ではポーテーションの両例でストーブを燃す関係上危険であるから早く充分配給して貰ひたい。
答、検閲官の方へセンサーの済み次第早く帰す様コミッションより交渉する。
一、ストローマドロス、非常に悪くなって居るから綿マドロスと取り
替へて貰ひたい。
答、今だストローマドロスを使用して居る者はコミッション事務所へ申し込めば取り替へる。
一、個人所有のコックストーブを使用して居る者には使用料を支払ふと
約束されたるにも拘らず今だ一つだに支払を受けて居ない。他所では支払った都に聞いて居るが如何なる理由か。
答、そんな約束はして居ない。又支払ったことも
一、破損した場合はコミッションで修繕する。
答、そんな約束はして居ない。又支払ったこともない。
一、先般の調査に於て日本行き或は東部行きの意志表示をなさざりし者の内、當地に留る者と云ふ一部の者に対し退去命令
を命ぜられ一者との区別あるは如何なる理由か。
答、それは調査の際個人々々の意志表示をなさぬ理由の如何に
依るものである。
一、當地に居るインタン家族が日本行きに當選して居る場合主人を
帰えして貰えるか、又インタンキャンプに行って居る家族が病気又の
場合セトルメント、キャンプの親元へ帰えして貰えるや否や。
答、日本行きの場合絶対に帰さない。

FOR RESEARCH PURPOSES ONLY
NOT TO BE REPRODUCED WITHOUT PERMISSION
Rare Books & Special Collections and University Archives
The University of British Columbia

(A)

◎一九四五、一二、一五日附議会の承認を求むる為ギブソン首相より提出された閣令(プロビンス紙邦訳)

一、P.C.七三五五、この閣令は枢密院令「降国国籍を失なえる日本臣民」「帰国の申請をなし一九四五、九、一日夜半までにその取消を申込まなかった帰化日本人」「日本行きを申込み送還命令の下る以前にその取消を要求しないかぎり出生の日本人」等を日本に送還する政府の方針を遂行する規定である。

二、P.C.七三五六 前項七三五五号に依り送還される帰化人はカナダの地を離れる同時にカナダ市民或は英国臣民の権利を失う事の規定である。尚不動産其他自分の持って行く事を望まない物は四日前迄に売却するなり他の方法で処分する事が出来る。

三、P.C.七三五七、この條項は「カナダにおける日本臣民及び帰化日本人の挙動忠誠」並びに「戦時中カナダ政府にだけ協力したかやうな違言する為の三名からなる調査委員会を設定する規定である。

◎キング首相は又左の如く説明して

一、凡ての送還されるものはその所有財産(動産及び現金を持って行く事が出来る。尚不動産其他自分の持って行く事を望まない物は四日前迄に売却するなり他の方法で処分する事が出来る。

二、日本に於ける再定住する迄の期間として最小限度二ヶ年より大人金三百弗小人金五拾弗を所持して帰す事を保証する。尚人かこの額を所有する場合政府がその不足額を補助する。

三、此の補助金はカストディアンに保管してある敵国財産に依って補償するものである

◎忠誠調査委員会設定に就いて

一、政府は日本人の或る者がこの国に止まる事を欲ないと言う事を確めたかる人々調査すべきである。

二、この国に止りたいと言ふ日本臣民なび帰化人の中にもその忠誠に疑いのある者も相当数ある是等の者は充分且公平な調査が行はれるのである。

三、交戦中インターンされた者の中でもカナダ国家の利益の為送還されが良きやに疑問ある者もある。

四、調査委員は日本臣民なび帰化人のみを調査し力ナダ出生者は調査しない。

五、調査委員は九月一日迄に取消しなかった帰化日本人を送還する為の規定」と言ふ「調査委員は九月一日迄に取消しなかった帰化日本人の調査」云々と説明

◎表面に於て「九月一日迄に取消しなかった帰化日本人を調査する権能がある

調査委員設定の第五項に「九月一日迄に取消しなかった帰化日本人を送還する権能がある

◎而もこの閣令は未だ議会をパスしたものやうな疑問であり議会はこの閣令を統って相当の激論が戦はされた模様であり勝立される可能性が充分にある訳である。更に過般議会を通過せる第三条権力法案中第三章(甘五條)市民の籍を取上げ或は追放する権能を政府に附与する条項の削除に依って日本人ナショナルに対してさへも緩めて追放する事は許されないものである。従って帰化人ナショナルの如きは勿論の事である。

◎P.C.七三五五に依れば「この国生れの二世は帰国命令の下る以前取消さえすれば完全に止ることが出来るのであり、この運動は今後益々力を「日本人ナショナルと帰化人」に注くことが出来る様になったのは更に今後の運動を容易ならしめるものである。

◎キング首相が議会に提出した閣令を見て一世帰化人の取消運動が絶望の如く考えるのは早計であってこれから愈々本舞台に入る訳である。殊に二世帰国者並びに親同伴の十六才以下の二世の市民権に関しては何ら言明されてゐない点にも注意せねばならぬ

(A)

FOR RESEARCH PURPOSES ONLY
NOT TO BE REPRODUCED WITHOUT PERMISSION
Rare Books & Special Collections and University Archives
The University of British Columbia

FOR RESEARCH PURPOSES ONLY
NOT TO BE REPRODUCED WITHOUT PERMISSION
Rare Books & Special Collections and University Archives
The University of British Columbia

人身保護法及其の沿革

日本國憲法は、基本的人權の尊重を以て、その基本原則の一とし、第三章に於いて、國民の權利及び義務を規定し、その第十條に於いて、日本國民たる要件は、法律でこれを定めると規定し、第十一條に於いて、國民は、すべての基本的人權の享有を妨げられない、この憲法が國民に保障する基本的人權は、侵すことのできない永久の權利として、現在及び將來の國民に與へられると規定し、第十二條に於いて、この憲法が國民に保障する自由及び權利は、國民の不斷の努力によつて、これを保持しなければならない、又、國民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふと規定し、第十三條に於いて、すべて國民は、個人として尊重される、生命、自由及び幸福追求に對する國民の權利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の國政の上で、最大の尊重を必要とすると規定し、第十四條に於いて、すべて國民は、法の下に平等であつて、人種、信條、性別、社會的身分又は門地により、政治的、經濟的又は社會的關係に於いて、差別を受けないと規定し、第十五條に於いて、公務員を選定し、及びこれを罷免することは、國民固有の權利であると規定し、第十六條に於いて、何人も、損害の救濟、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廢止又は改正その他の事項に關し、平穏に請願する權利を有し、何人も、かかる請願をしたために、いかなる差別待遇も受けないと規定し、第十七條に於いて、何人も、公務員の不法行爲により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、國又は公共團體に、その賠償を求めることができると規定し、第十八條に於いて、何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない、又、犯罪による處罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられないと規定し、第十九條に於いて、思想及び良心の自由は、これを侵してはならないと規定し、第二十條に於いて、信教の自由は、何人に對してもこれを保障する、いかなる宗教團體も、國から特權を受け、又は政治上の權力を行使してはならない、何人も、宗教上の行爲、祝典、儀式又は行事に參加することを強制されないと規定し、第二十一條に於いて、集會、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障すると規定し、第二十二條に於いて、何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移轉及び職業選擇の自由を有すると規定し、第二十三條に於いて、學問の自由は、これを保障すると規定し、第二十四條に於いて、婚姻は、兩性の合意のみに基いて成立し、夫婦が、同等の權利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならないと規定し、第二十五條に於いて、すべて國民は、健康で文化的な最低限度の生活を營む權利を有すると規定し、第二十六條に於いて、すべて國民は、法律の定めるところにより、その能力に應じて、ひとしく教育を受ける權利を有すると規定し、第二十七條に於いて、すべて國民は、勤勞の權利を有し、義務を負ふと規定し、第二十八條に於いて、勤勞者の團結する權利及び團體交渉その他の團體行動をする權利は、これを保障すると規定し、第二十九條に於いて、財產權は、これを侵してはならないと規定し、第三十條に於いて、國民は、法律の定めるところにより、納稅の義務を負ふと規定し、第三十一條に於いて、何人も、法律の定める手續によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられないと規定し、第三十二條に於いて、何人も、裁判所において裁判を受ける權利を奪はれないと規定し、第三十三條に於いて、何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、權限を有する司法官憲が發し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令狀によらなければ、逮捕されないと規定し、第三十四條に於いて、何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに辯護人に依頼する權利を與へられなければ、抑留又は拘禁されない、又、何人も、正當な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、本人及びその辯護人の出席する公開の法廷で示されなければならないと規定し、第三十五條に於いて、何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、捜索及び押收を受けることのない權利は、第三十三條の場合を除いては、正當な理由に基いて發せられ、且つ捜索する場所及び押收する物を明示する令狀がなければ、侵されないと規定し、第三十六條に於いて、公務員による拷問及び殘虐な刑罰は、絶對にこれを禁ずると規定し、第三十七條に於いて、すべて刑事事件において、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける權利を有すると規定し、第三十八條に於いて、何人も、自己に不利益な供述を強要されないと規定し、第三十九條に於いて、何人も、實行の時に適法であつた行爲又は既に無罪とされた行爲については、刑事上の責任を問はれないと規定し、第四十條に於いて、何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、國にその補償を求めることができると規定し、第四十一條に於いて、國會は、國權の最高機關であつて、國の唯一の立法機關であると規定し、第四十二條に於いて、國會は、衆議院及び參議院の兩議院でこれを構成すると規定し、第四十三條に於いて、兩議院は、全國民を代表する選擧された議員でこれを組織すると規定し、第四十四條に於いて、兩議院の議員及びその選擧人の資格は、法律でこれを定めると規定し、第四十五條に於いて、衆議院議員の任期は、四年と規定し、第四十六條に於いて、參議院議員の任期は、六年と規定し、第四十七條に於いて、選擧區、投票の方法その他兩議院の議員の選擧に關する事項は、法律でこれを定めると規定し、第四十八條に於いて、何人も、同時に兩議院の議員たることはできないと規定し、第四十九條に於いて、兩議院の議員は、法律の定めるところにより、國庫から相當額の歲費を受けると規定し、第五十條に於いて、兩議院の議員は、法律の定める場合を除いては、國會の會期中逮捕されず、會期前に逮捕された議員は、その議院の要求があれば、會期中これを釋放しなければならないと規定し、第五十一條に於いて、兩議院の議員は、議院で行つた演說、討論又は表決について、院外で責任を問はれないと規定し、第五十二條に於いて、國會の常會は、毎年これを召集すると規定し、第五十三條に於いて、內閣は、國會の臨時會の召集を決定することができると規定し、第五十四條に於いて、衆議院が解散されたときは、解散の日から四十日以內に、衆議院議員の總選擧を行ひ、その選擧の日から三十日以內に、國會を召集しなければならないと規定し、第五十五條に於いて、兩議院は、各々その議員の資格に關する爭ひを裁判すると規定し、第五十六條に於いて、兩議院は、各々その總議員の三分の一以上の出席がなければ、議事を開き議決することができないと規定し、第五十七條に於いて、兩議院の議事は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、出席議員の過半數でこれを決し、可否同數のときは、議長の決するところによると規定し、第五十八條に於いて、兩議院は、各々その議長その他の役員を選任すると規定し、第五十九條に於いて、法律案は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、兩議院で可決したときに法律となると規定し、第六十條に於いて、豫算は、さきに衆議院に提出しなければならないと規定し、第六十一條に於いて、條約の締結に必要な國會の承認については、第六十條の規定を準用すると規定し、第六十二條に於いて、兩議院は、國政に關する調査を行ひ、これに關して、證人の出頭及び證言並びに記錄の提出を要求することができると規定し、第六十三條に於いて、內閣總理大臣その他の國務大臣は、何時でも議案について發言するため議院に出席することができると規定し、第六十四條に於いて、國會は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、兩議院の議員で組織する彈劾裁判所を設けると規定し、第六十五條に於いて、行政權は、內閣に屬すると規定し、第六十六條に於いて、內閣は、法律の定めるところにより、その首長たる內閣總理大臣及びその他の國務大臣でこれを組織すると規定し、第六十七條に於いて、內閣總理大臣は、國會議員の中から國會の議決で、これを指名すると規定し、第六十八條に於いて、內閣總理大臣は、國務大臣を任命すると規定し、第六十九條に於いて、內閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、十日以內に衆議院が解散されない限り、總辭職をしなければならないと規定し、第七十條に於いて、內閣總理大臣が缺けたとき、又は衆議院議員總選擧の後に、はじめて國會の召集があつたときは、內閣は、總辭職をしなければならないと規定し、第七十一條に於いて、前二條の場合には、內閣は、あらたに內閣總理大臣が任命されるまで、引き續きその職務を行ふと規定し、第七十二條に於いて、內閣總理大臣は、內閣を代表して議案を國會に提出し、一般國務及び外交關係について國會に報告し、並びに行政各部を指揮監督すると規定し、第七十三條に於いて、內閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふと規定し、第七十四條に於いて、法律及び政令には、すべて主任の國務大臣が署名し、內閣總理大臣が連署することを必要とすると規定し、第七十五條に於いて、國務大臣は、その在任中、內閣總理大臣の同意がなければ、訴追されない、但し、これがために、訴追の權利は、害されないと規定し、第七十六條に於いて、すべて司法權は、最高裁判所及び法律の定めるところにより、これに設置する下級裁判所に屬すると規定し、第七十七條に於いて、最高裁判所は、訴訟に關する手續、辯護士、裁判所の內部規律及び司法事務處理に關する事項について、規則を定める權限を有すると規定し、第七十八條に於いて、裁判官は、裁判により、心身の故障のために、職務を執ることができないと決定された場合を除いては、公の彈劾によらなければ、罷免されないと規定し、第七十九條に於いて、最高裁判所は、その長たる裁判官及び法律の定める數のその他の裁判官でこれを構成すると規定し、第八十條に於いて、下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によつて、內閣でこれを任命すると規定し、第八十一條に於いて、最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は處分が、憲法に適合するかしないかを決定する權限を有すると規定し、第八十二條に於いて、裁判の對審及び判決は、公開法廷でこれを行ふと規定し、第八十三條に於いて、國の財政を處理する權限は、國會の議決に基いて、これを行使すると規定し、第八十四條に於いて、あらたに租稅を課し、又は現行の租稅を變更するには、法律又は法律の定める條件によることを必要とすると規定し、第八十五條に於いて、國費を支出し、又は國が債務を負擔するには、國會の議決に基くことを必要とすると規定し、第八十六條に於いて、內閣は、毎會計年度の豫算を作成し、國會に提出して、その議決を受けなければならないと規定し、第八十七條に於いて、豫見し難い豫算の不足に充てるため、國會の議決に基いて豫備費を設け、內閣の責任でこれを支出することができると規定し、第八十八條に於いて、すべて皇室財產は、國に屬すると規定し、第八十九條に於いて、公金その他の公の財產は、宗教上の組織若しくは團體の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に屬しない慈善、教育若しくは博愛の事業に對して、これを支出し、又はその利用に供してはならないと規定し、第九十條に於いて、國の收入支出の決算は、すべて毎年會計檢査院がこれを檢査し、內閣は、次の年度に、その檢査報告とともに、これを國會に提出しなければならないと規定し、第九十一條に於いて、內閣は、國會及び國民に對し、定期に、少くとも毎年一回、國の財政狀況について報告しなければならないと規定し、第九十二條に於いて、地方公共團體の組織及び運營に關する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定めると規定し、第九十三條に於いて、地方公共團體には、法律の定めるところにより、その議事機關として議會を設置すると規定し、第九十四條に於いて、地方公共團體は、その財產を管理し、事務を處理し、及び行政を執行する權能を有し、法律の範圍內で條例を制定することができると規定し、第九十五條に於いて、一の地方公共團體のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共團體の住民の投票において、その過半數の同意を得なければ、國會は、これを制定することができないと規定し、第九十六條に於いて、この憲法の改正は、各議院の總議員の三分の二以上の贊成で、國會が、これを發議し、國民に對して、これを提案してその承認を經なければならない、この承認には、特別の國民投票又は國會の定める選擧の際行はれる投票において、その過半數の贊成を必要とすると規定し、第九十七條に於いて、この憲法が國民に保障する基本的人權は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの權利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び將來の國民に對し、侵すことのできない永久の權利として信託されたものであると規定し、第九十八條に於いて、この憲法は、國の最高法規であつて、その條規に反する法律、命令、詔勅及び國務に關するその他の行爲の全部又は一部は、その效力を有しないと規定し、第九十九條に於いて、天皇又は攝政及び國務大臣、國會議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふと規定し、第百條に於いて、この憲法は、公布の日から、これを施行する、この憲法を施行するために必要な法律の制定、參議院議員の選擧及び國會召集の手續並びに準備手續は、これをあらかじめ行ふことができると規定し、第百一條に於いて、この憲法施行の際、參議院がまだ成立してゐないときは、その成立するまでの間、衆議院は、國會の權限を行ふと規定し、第百二條に於いて、この憲法による第一期の參議院議員のうち、その半數の者の任期は、これを三年とすると規定し、第百三條に於いて、この憲法施行の際現に在職する國務大臣、衆議院議員及び裁判官並びにその他の公務員で、その地位に相當の地位が、この憲法で認められてゐる者は、法律で特別の規定をした場合を除いては、この憲法施行のため、當然にはその地位を失ふことはないと規定してゐる。

人身保護法は、日本國憲法第三十四條の規定に基いて、制定されたものであつて、その第一條に於いて、この法律は、現に、法律上正當な手續によらないで、身體の自由を拘束されてゐる者に對して、迅速な救濟を與へることを目的とすると規定してゐる。

人身保護法は、日本國憲法第三十四條の規定に基いて、制定されたものであつて、その第一條に於いて、この法律は、現に、法律上正當な手續によらないで、身體の自由を拘束されてゐる者に對して、迅速な救濟を與へることを目的とすると規定してゐる。

人身保護法は、日本國憲法第三十四條の規定に基いて、制定されたものであつて、その第一條に於いて、この法律は、現に、法律上正當な手續によらないで、身體の自由を拘束されてゐる者に對して、迅速な救濟を與へることを目的とすると規定してゐる。

人身保護法は、日本國憲法第三十四條の規定に基いて、制定されたものであつて、その第一條に於いて、この法律は、現に、法律上正當な手續によらないで、身體の自由を拘束されてゐる者に對して、迅速な救濟を與へることを目的とすると規定してゐる。

人身保護法は、日本國憲法第三十四條の規定に基いて、制定されたものであつて、その第一條に於いて、この法律は、現に、法律上正當な手續によらないで、身體の自由を拘束されてゐる者に對して、迅速な救濟を與へることを目的とすると規定してゐる。

人身保護法は、日本國憲法第三十四條の規定に基いて、制定されたものであつて、その第一條に於いて、この法律は、現に、法律上正當な手續によらないで、身體の自由を拘束されてゐる者に對して、迅速な救濟を與へることを目的とすると規定してゐる。

人身保護法は、日本國憲法第三十四條の規定に基いて、制定されたものであつて、その第一條に於いて、この法律は、現に、法律上正當な手續によらないで、身體の自由を拘束されてゐる者に對して、迅速な救濟を與へることを目的とすると規定してゐる。

人身保護法は、日本國憲法第三十四條の規定に基いて、制定されたものであつて、その第一條に於いて、この法律は、現に、法律上正當な手續によらないで、身體の自由を拘束されてゐる者に對して、迅速な救濟を與へることを目的とすると規定してゐる。

人身保護法は、日本國憲法第三十四條の規定に基いて、制定されたものであつて、その第一條に於いて、この法律は、現に、法律上正當な手續によらないで、身體の自由を拘束されてゐる者に對して、迅速な救濟を與へることを目的とすると規定してゐる。

人身保護法は、日本國憲法第三十四條の規定に基いて、制定されたものであつて、その第一條に於いて、この法律は、現に、法律上正當な手續によらないで、身體の自由を拘束されてゐる者に對して、迅速な救濟を與へることを目的とすると規定してゐる。

FOR RESEARCH PURPOSES ONLY
NOT TO BE REPRODUCED WITHOUT PERMISSION
Rare Books & Special Collections and University Archives
The University of British Columbia

二、出船前にイタリーが家族と会ふについては
どうするか。船で一緒になる。
三、炊事当番や荷物や行李りした後食
事はどうなるか。
四、午后に仕事をしたと仮定すれば翌日の
朝食は支給する。汽車中でも勿論やる。
五、多数の人が乗船すると日本行きで行くが
ここに居るがどうするか。
六、この佛蘭西たちが我は百人の乗客が
ぐ百人に送って貰ふやうに船まで乗
やうにする。
七、カナダが生れる者で取消しをした、もの
るだけ早くせず長く成ってゐる、とはいかん。

（完）

二、生命保険に加入の有無
三、日本に居る親類が死亡した場合に何か
トラブルとか其の他の交渉を何方が
形式でやりはせぬか。
四、個人の荷物を検査されるが、それ
等当事者同で解決せず
五、病人発生の場合は日数が許すか。
六、医者のリポートに依る。
七、洗濯した者が日本帰着後、前敷
はそれ等なる取決めがあるか。
八、洗濯は日本の死亡者に対しては政府
からの手当てはどうなるか。
九、洗濯は日本の死亡者に対しては政府
はどうなるか。
十、大将の下にある日本政府
の代表者
十一、洗濯は日本の死亡者に対しては政府
からの手当てはどうなるか。
十二、洗濯は日本の死亡者に対しては政府
はどうなるか。

FOR RESEARCH PURPOSES ONLY
NOT TO BE REPRODUCED WITHOUT PERMISSION
Rare Books & Special Collections and University Archives
The University of British Columbia

ビーシー州市民権擁護協會生る

スロカンバレー及びグリンウッド地方聯絡協議会が三月十日午後一時よりベイファームで開催され万場一致「全加日系市民協会」への一段階としての「ビーシー州日系市民権擁護協會」の設立を可決し左の規約を承認通過した

ビーシー州日系市民権擁護会規約（別紙参照）

スロカンバレー、グリンウッド地方聯絡協議會

一出席代表者

グリンウッド地方　宮下　巖
　　川尻岩一
ニューデンバー　磯島勇次郎
　　代表委員
ポプオフ　山田秀雄（オブザバー）
テーラーレーキ

一ビーシー州本部設置に関する件

(1)目下グリンウッド代表滞在中にタレメ代表来村を期し夫れまで決定を保留する

(2)タレメ代表が尚に合はなかった場合　本部の位置は各地代表の投票に依り多数決を以て設定する
但し各地の投票数は規約に依る代表者の数に準ずる

(3)投票の場所はスロカンバレー時局対策中央委員会宛とす

(4)三月三十日を以て期限とし夫れまでに投票なき場合は棄権せるものと看なす

一グリンウッド代表出席スローカンバレー時局対策中央委員会理事会を
レモンクリーキに於て開催す（三月十三日午後七時より）

⊙タレメ代表は旅行許可なきものと認められる

⊙ローズベリー及びニューデンバー代表は去る十日の決議に基き「タレメ代表の来村なき場合は本部の選定法を当理事会に一任す」とされてる

⊙州内各地へ是を通達して同意を得ること

⊙当地より各地宛通告をするが萬一通知洩れの處が生ずれば二ユーカナディアン紙参照の上左規に随い通知して貰ふこと

一投票規定

(1)投票數は規約による代表者の数に応ず（規約参照）

(2)投票締切期限　三月三十一日限り

(3)投票所　スロカンバレー時局対策中央委員會

(4)各地の統制團体名明記のこと

(5)各地統制團体の人口数（会員数に非ず）

(6)各地代表者の姓名

以上

三月十日　スロカンバレーグリンウッド地方聯絡協議會
三月十三日　スロカンバレー時局対策中央委員會理事会

FOR RESEARCH PURPOSES ONLY
NOT TO BE REPRODUCED WITHOUT PERMISSION
Rare Books & Special Collections and University Archives
The University of British Columbia

ビーシー州日系市民権擁護協會規約

スロカンバレー時局対策中央委員會採択決定

一、名称　ビーシー州日系市民権擁護協會ト称ス
但シ時ニ於テ同一目的ヲ有スル東部カナダ各地ノ團体ト合流スル場合協賛上名称ヲ変更スルコトアリ

二、位置　ビーシー州各種地方團体ノ連絡ヲ得テ適当地ニ本部ヲ置ク
將来本部ノ位置ハ移轉ヲ有スルモノトス

三、組織　本會ハビーシー州各種地方團体ヲ以テ組織ス
各種地方團体ハ左記定ムルヨリ代表者ヲ選出スルモノトス

人口　二百名以下ノ團体　一名
同　自二百名至五百名ヲ有スル團体　二名
同　自五百名至一千名ヲ有スル團体　三名
同　一千名以上ノ團体　四名

四、會議　本會ノ會議ヲ代表者會及ビ理事會ノ二種トス
理事會ハ隨時之ヲ開催シ代表者會ハ理事會ノ必要ト認メタル場合之ヲ開催スルモノトス

五、目的　全加日系人ノ利權擁護ト福利増進ヲ以テ目的トシ
左ノ諸項ヲ實行ニ移スモノトス
イ、各地ト緊密ナル聯絡ヲ保チ情報ノ蒐集並ニ交換
ロ、啓發運動
ハ、一般カナダ市民及ビ諸國籍トノ聯絡ト理解促進運動
ニ、制束サレタル現行諸規則緩和撤廃運動
ホ、強制送還ニ対スル防止運動
ヘ、帰國將来ノ損害賠償ト運動資金ノ當理
ト、完全ナル市民權獲得運動

六、財源
イ、聯絡費　ロ、寄附金
財源ニ不足ヲ感ジタル場合ハ各團体ヨリ臨時徴集スルコトアルベシ

七、選擧　本會ノ選擧ヲ円滑ナラシムル為左ノ役員ヲ置ク
イ、理事　若干名　本部トナル地方ヨリ選出スルコト
ロ、會計　理事中ヨリ一名ノ會計ヲ互選ス
ハ、監査役　理事中ヨリ三名ヲ選定ス
ニ、幹事　一名　理事會ニ於テ選定ス
ホ、幹事補佐　若干名　理事會ニ於テ選定ス

八、本會ノ規約運行上必要ナル細則ハ理事會ニ於テ之ヲ定ム
（細則ハ各地ニテ作製シ理事會ニ於テ決定スルモノトス）

九、本部ハ各地ニテ腹案ヲ作製シ理事會ニ於テ之ヲ定ム

十月十日　スロカンバレー・クリントン地方聯絡協議會決議

FOR RESEARCH PURPOSES ONLY
NOT TO BE REPRODUCED WITHOUT PERMISSION
Rare Books & Special Collections and University Archives
The University of British Columbia

第三回常任理事会記（抄）

（昭和二十三年三月三日）

一、ユネスコ事務局長ジョセフ・ベッター氏の来訪を受ける件

ユネスコ事務局長ジョセフ・ベッター氏は、昭和二十三年三月三日、外務省に来訪した。

二、ユネスコ事務局長ベッター氏と懇談する件

ベッター氏は、ユネスコの現状について、次のように述べた。

（一）ユネスコは、発足以来、各国の協力を得て、着実に歩みを進めている。

（二）ユネスコの目的は、教育、科学及び文化の交流を通じて、諸国民の間の相互理解を増進し、もって世界の平和と安全に貢献することにある。

（三）ユネスコの事業は、大別して、教育、科学、文化、出版物の交換、視聴覚教育、成人教育、国際理解教育、人権の尊重、基本的自由の普及、等の諸計画から成っている。

（四）ユネスコの本部は、パリにあり、現在、約五十の加盟国がある。

（五）ユネスコの予算は、加盟国の分担金によって賄われており、日本の分担金は、当面、年額約二十万ドルの見込みである。

（六）ユネスコの今後の活動については、特に、教育の普及、科学技術の振興、文化財の保護、出版物の交換、視聴覚教育の推進、成人教育の振興、国際理解教育の推進、人権の尊重、基本的自由の普及、等に重点を置く考えである。

（七）日本は、ユネスコに対して、積極的に協力し、また、ユネスコの事業に対して、積極的に参加すべきである。

（八）日本は、ユネスコの加盟国として、ユネスコの目的達成のために、最大限の努力をすべきである。

（九）日本は、ユネスコの事業に対して、積極的に協力し、また、ユネスコの事業に対して、積極的に参加すべきである。

（十）日本は、ユネスコの加盟国として、ユネスコの目的達成のために、最大限の努力をすべきである。

（十一）日本は、ユネスコの事業に対して、積極的に協力し、また、ユネスコの事業に対して、積極的に参加すべきである。

（十二）日本は、ユネスコの加盟国として、ユネスコの目的達成のために、最大限の努力をすべきである。

（十三）日本は、ユネスコの事業に対して、積極的に協力し、また、ユネスコの事業に対して、積極的に参加すべきである。

（十四）日本は、ユネスコの加盟国として、ユネスコの目的達成のために、最大限の努力をすべきである。

（十五）日本は、ユネスコの事業に対して、積極的に協力し、また、ユネスコの事業に対して、積極的に参加すべきである。

（十六）日本は、ユネスコの加盟国として、ユネスコの目的達成のために、最大限の努力をすべきである。

（十七）日本は、ユネスコの事業に対して、積極的に協力し、また、ユネスコの事業に対して、積極的に参加すべきである。

（十八）日本は、ユネスコの加盟国として、ユネスコの目的達成のために、最大限の努力をすべきである。

（十九）日本は、ユネスコの事業に対して、積極的に協力し、また、ユネスコの事業に対して、積極的に参加すべきである。

（二十）日本は、ユネスコの加盟国として、ユネスコの目的達成のために、最大限の努力をすべきである。

（二十一）日本は、ユネスコの事業に対して、積極的に協力し、また、ユネスコの事業に対して、積極的に参加すべきである。

（二十二）日本は、ユネスコの加盟国として、ユネスコの目的達成のために、最大限の努力をすべきである。

（二十三）日本は、ユネスコの事業に対して、積極的に協力し、また、ユネスコの事業に対して、積極的に参加すべきである。

（二十四）日本は、ユネスコの加盟国として、ユネスコの目的達成のために、最大限の努力をすべきである。

（二十五）日本は、ユネスコの事業に対して、積極的に協力し、また、ユネスコの事業に対して、積極的に参加すべきである。

（二十六）日本は、ユネスコの加盟国として、ユネスコの目的達成のために、最大限の努力をすべきである。

（二十七）日本は、ユネスコの事業に対して、積極的に協力し、また、ユネスコの事業に対して、積極的に参加すべきである。

（二十八）日本は、ユネスコの加盟国として、ユネスコの目的達成のために、最大限の努力をすべきである。

（二十九）日本は、ユネスコの事業に対して、積極的に協力し、また、ユネスコの事業に対して、積極的に参加すべきである。

（三十）日本は、ユネスコの加盟国として、ユネスコの目的達成のために、最大限の努力をすべきである。

（三十一）日本は、ユネスコの事業に対して、積極的に協力し、また、ユネスコの事業に対して、積極的に参加すべきである。

（三十二）日本は、ユネスコの加盟国として、ユネスコの目的達成のために、最大限の努力をすべきである。

（三十三）日本は、ユネスコの事業に対して、積極的に協力し、また、ユネスコの事業に対して、積極的に参加すべきである。

（三十四）日本は、ユネスコの加盟国として、ユネスコの目的達成のために、最大限の努力をすべきである。

（三十五）日本は、ユネスコの事業に対して、積極的に協力し、また、ユネスコの事業に対して、積極的に参加すべきである。

（三十六）日本は、ユネスコの加盟国として、ユネスコの目的達成のために、最大限の努力をすべきである。

（三十七）日本は、ユネスコの事業に対して、積極的に協力し、また、ユネスコの事業に対して、積極的に参加すべきである。

（三十八）日本は、ユネスコの加盟国として、ユネスコの目的達成のために、最大限の努力をすべきである。

（三十九）日本は、ユネスコの事業に対して、積極的に協力し、また、ユネスコの事業に対して、積極的に参加すべきである。

（四十）日本は、ユネスコの加盟国として、ユネスコの目的達成のために、最大限の努力をすべきである。

（四十一）日本は、ユネスコの事業に対して、積極的に協力し、また、ユネスコの事業に対して、積極的に参加すべきである。

（四十二）日本は、ユネスコの加盟国として、ユネスコの目的達成のために、最大限の努力をすべきである。

（四十三）日本は、ユネスコの事業に対して、積極的に協力し、また、ユネスコの事業に対して、積極的に参加すべきである。

（四十四）日本は、ユネスコの加盟国として、ユネスコの目的達成のために、最大限の努力をすべきである。

（四十五）日本は、ユネスコの事業に対して、積極的に協力し、また、ユネスコの事業に対して、積極的に参加すべきである。

（四十六）日本は、ユネスコの加盟国として、ユネスコの目的達成のために、最大限の努力をすべきである。

（四十七）日本は、ユネスコの事業に対して、積極的に協力し、また、ユネスコの事業に対して、積極的に参加すべきである。

（四十八）日本は、ユネスコの加盟国として、ユネスコの目的達成のために、最大限の努力をすべきである。

（四十九）日本は、ユネスコの事業に対して、積極的に協力し、また、ユネスコの事業に対して、積極的に参加すべきである。

（五十）日本は、ユネスコの加盟国として、ユネスコの目的達成のために、最大限の努力をすべきである。

（五十一）日本は、ユネスコの事業に対して、積極的に協力し、また、ユネスコの事業に対して、積極的に参加すべきである。

（五十二）日本は、ユネスコの加盟国として、ユネスコの目的達成のために、最大限の努力をすべきである。

（五十三）日本は、ユネスコの事業に対して、積極的に協力し、また、ユネスコの事業に対して、積極的に参加すべきである。

（五十四）日本は、ユネスコの加盟国として、ユネスコの目的達成のために、最大限の努力をすべきである。

（五十五）日本は、ユネスコの事業に対して、積極的に協力し、また、ユネスコの事業に対して、積極的に参加すべきである。

（五十六）日本は、ユネスコの加盟国として、ユネスコの目的達成のために、最大限の努力をすべきである。

（五十七）日本は、ユネスコの事業に対して、積極的に協力し、また、ユネスコの事業に対して、積極的に参加すべきである。

（五十八）日本は、ユネスコの加盟国として、ユネスコの目的達成のために、最大限の努力をすべきである。

（五十九）日本は、ユネスコの事業に対して、積極的に協力し、また、ユネスコの事業に対して、積極的に参加すべきである。

（六十）日本は、ユネスコの加盟国として、ユネスコの目的達成のために、最大限の努力をすべきである。

（六十一）日本は、ユネスコの事業に対して、積極的に協力し、また、ユネスコの事業に対して、積極的に参加すべきである。

（六十二）日本は、ユネスコの加盟国として、ユネスコの目的達成のために、最大限の努力をすべきである。

（六十三）日本は、ユネスコの事業に対して、積極的に協力し、また、ユネスコの事業に対して、積極的に参加すべきである。

（六十四）日本は、ユネスコの加盟国として、ユネスコの目的達成のために、最大限の努力をすべきである。

（六十五）日本は、ユネスコの事業に対して、積極的に協力し、また、ユネスコの事業に対して、積極的に参加すべきである。

（六十六）日本は、ユネスコの加盟国として、ユネスコの目的達成のために、最大限の努力をすべきである。

（六十七）日本は、ユネスコの事業に対して、積極的に協力し、また、ユネスコの事業に対して、積極的に参加すべきである。

（六十八）日本は、ユネスコの加盟国として、ユネスコの目的達成のために、最大限の努力をすべきである。

（六十九）日本は、ユネスコの事業に対して、積極的に協力し、また、ユネスコの事業に対して、積極的に参加すべきである。

（七十）日本は、ユネスコの加盟国として、ユネスコの目的達成のために、最大限の努力をすべきである。

（七十一）日本は、ユネスコの事業に対して、積極的に協力し、また、ユネスコの事業に対して、積極的に参加すべきである。

（七十二）日本は、ユネスコの加盟国として、ユネスコの目的達成のために、最大限の努力をすべきである。

（七十三）日本は、ユネスコの事業に対して、積極的に協力し、また、ユネスコの事業に対して、積極的に参加すべきである。

（七十四）日本は、ユネスコの加盟国として、ユネスコの目的達成のために、最大限の努力をすべきである。

（七十五）日本は、ユネスコの事業に対して、積極的に協力し、また、ユネスコの事業に対して、積極的に参加すべきである。

（七十六）日本は、ユネスコの加盟国として、ユネスコの目的達成のために、最大限の努力をすべきである。

（七十七）日本は、ユネスコの事業に対して、積極的に協力し、また、ユネスコの事業に対して、積極的に参加すべきである。

（七十八）日本は、ユネスコの加盟国として、ユネスコの目的達成のために、最大限の努力をすべきである。

（七十九）日本は、ユネスコの事業に対して、積極的に協力し、また、ユネスコの事業に対して、積極的に参加すべきである。

（八十）日本は、ユネスコの加盟国として、ユネスコの目的達成のために、最大限の努力をすべきである。

（八十一）日本は、ユネスコの事業に対して、積極的に協力し、また、ユネスコの事業に対して、積極的に参加すべきである。

（八十二）日本は、ユネスコの加盟国として、ユネスコの目的達成のために、最大限の努力をすべきである。

（八十三）日本は、ユネスコの事業に対して、積極的に協力し、また、ユネスコの事業に対して、積極的に参加すべきである。

（八十四）日本は、ユネスコの加盟国として、ユネスコの目的達成のために、最大限の努力をすべきである。

（八十五）日本は、ユネスコの事業に対して、積極的に協力し、また、ユネスコの事業に対して、積極的に参加すべきである。

（八十六）日本は、ユネスコの加盟国として、ユネスコの目的達成のために、最大限の努力をすべきである。

（八十七）日本は、ユネスコの事業に対して、積極的に協力し、また、ユネスコの事業に対して、積極的に参加すべきである。

（八十八）日本は、ユネスコの加盟国として、ユネスコの目的達成のために、最大限の努力をすべきである。

（八十九）日本は、ユネスコの事業に対して、積極的に協力し、また、ユネスコの事業に対して、積極的に参加すべきである。

（九十）日本は、ユネスコの加盟国として、ユネスコの目的達成のために、最大限の努力をすべきである。

（九十一）日本は、ユネスコの事業に対して、積極的に協力し、また、ユネスコの事業に対して、積極的に参加すべきである。

（九十二）日本は、ユネスコの加盟国として、ユネスコの目的達成のために、最大限の努力をすべきである。

（九十三）日本は、ユネスコの事業に対して、積極的に協力し、また、ユネスコの事業に対して、積極的に参加すべきである。

（九十四）日本は、ユネスコの加盟国として、ユネスコの目的達成のために、最大限の努力をすべきである。

（九十五）日本は、ユネスコの事業に対して、積極的に協力し、また、ユネスコの事業に対して、積極的に参加すべきである。

（九十六）日本は、ユネスコの加盟国として、ユネスコの目的達成のために、最大限の努力をすべきである。

（九十七）日本は、ユネスコの事業に対して、積極的に協力し、また、ユネスコの事業に対して、積極的に参加すべきである。

（九十八）日本は、ユネスコの加盟国として、ユネスコの目的達成のために、最大限の努力をすべきである。

（九十九）日本は、ユネスコの事業に対して、積極的に協力し、また、ユネスコの事業に対して、積極的に参加すべきである。

（百）日本は、ユネスコの加盟国として、ユネスコの目的達成のために、最大限の努力をすべきである。

FOR RESEARCH PURPOSES ONLY
NOT TO BE REPRODUCED WITHOUT PERMISSION
Rare Books & Special Collections and University Archives
The University of British Columbia

移動前住所
日本同一籍者
帰化人
カナダ生

氏名

街　番

一、帰国申請署名者　名　帰国請書名取消者　名

一、カストデアンに届け置きし(土地)移動當時の最底見積額

強制賣却に依り受けたる價額

右差額に依る賠償金額

一、カストデアンに届け置きし(家屋)移動當時の最底見積價額

強制賣却に依り受けたる價額

右差額に依る賠償金額

一、カストデアンに届けし(家具及器具)の見積金

強制賣却の金額

右の差額に依る賠償金額

一、機械類の移動當時に於て最底價額の見積り金

強制賣却の金額

右差額に依る賠償金額

一、カストデアンに届け置き(漁船)移動當時の最底見積金額

強制賣却の金額

右の差額に依る賠償金額

一、カストデアンに届けし(漁具)移動當時の見積價額

強制賣却の金額

右の差額に依る賠償金

一、カストデアンに届けし(自動車)移動當時の最底見積金

強制賣却の金額

右の差額に依る賠償金

一、農、商、林、漁業の一ヶ年の稼高收入と現在の收入の差額

一、労働に依る一ヶ年の稼高收入と現在の收入との差額

一、其の他の損害賠償

FOR RESEARCH PURPOSES ONLY
NOT TO BE REPRODUCED WITHOUT PERMISSION
Rare Books & Special Collections and University Archives
The University of British Columbia

#3"

第七区取消者名 人員調査

ADDRESS

NAME 姓名	國籍 一世 帰化 二世 NATIONAL NATURALIZED C.B.	登錄番号 REG NUMBER	十六年 男女別 MALE FEMALE	年齢 AGE	家族届未 FAMILY STATUS	歸國 REPATRIATION	取消 CANCELLATION
織田好江	一世	12874	1	36	6		
露木喜子	〃	13486	2	35	6		
太辻力松	帰化	09166	2	62	2		
山路平助	一世	02055	2	40	4		
野瀬清三	一世	06306	2	36	3		
山本平三郎	帰化	03821	2	71	2		
堀川長太郎	一世	01504	2	45	5		
堂前信夫	一世	03079	2	33	6		
大八木忠吉	一世	03330	4	53	7		
蛭峰常太郎	帰化	04035	4	48	6		
田辺圓蔵	一世	03746	4	63	5		
⑩堀米造	一世	05096	4	45	5	取消スカモ知レン	

取消者拾壱家族
外ニ27
合 52
外ニ不明

井1

歸國者氏名人員調査

NAME 歸國者氏名 八組 16.V.1 會 ADDRESS

姓名 NAME	國籍 NATIONAL NATURALIZED C.B.	登錄番号 REG NUMBER	男女 MALE FEMALE	年齢 AGE	家族関係 FAMILY STATUS	歸國 REPATRIATION	取消 CANCELLATION
浅野弘次郎	一せ	00603	2	48	9		
森野義之	〃	06527	2	44	4		
猪野あさ	〃	01379	1	64	1		
大橋定吉	〃	11113	3	45	4		
中内安太郎	帰化	06522	4	65	5		
磯木修一	二せ	08776	2	30	3		
大塚たき	一せ	00321	4	46	8		
熊倉宮数太	〃	00019	3	58	3		
土田仙次郎	〃	01070	4	52	6		
土田由太郎	〃	09334	1	41	1		
中井ハル	〃	02059	4	53	5		

DEC-26/1945

FOR RESEARCH PURPOSES ONLY
NOT TO BE REPRODUCED WITHOUT PERMISSION
Rare Books & Special Collections and University Archives
The University of British Columbia

歸國者氏名 人員調査

NAME 歸國者氏名　　八統會　　ADDRESS

姓名 NAME	國籍 一世 二世 NATIONAL NATURALIZED C.B.	登錄番号 REG NUMBER	男女 MALE FEMALE	年齢 AGE	家族関係 FAMILY STATUS	歸國 REPATRIATION	取消 CANCELLATION
遠藤ハル	一世 二世	05751	3	42	5		
中田ラメ	一世	05505	1	69	1		
原本盛登	〃	00047	1	38	3		
猴沼彦治衛	〃	12489	2	66	3		
木村鉄藏	〃	01723	5	58	5		
太田梅之助	帰化	11019	2	55	2		
田中新藏	一世	0918	1	60	1		
仁田彦助	一世	09121	1	58	1	不明	
堀米造	〃	05096	4	45	5	取消スカモ知レス	

DEC-26/1945

#2

歸国者氏名不明一名

16以上 45
所帯 69
外一名

FOR RESEARCH PURPOSES ONLY
NOT TO BE REPRODUCED WITHOUT PERMISSION
Rare Books & Special Collections and University Archives
The University of British Columbia

人 買 調 查

NAME _____ 八 紘 會 ADDRESS _____

姓 名	國 籍 一世歸化 二世	登錄番号	男 女	年齢	家族関係	歸 國	取 消
N A M E	NATIONAL NATURALIZED. C.B.	REG. NUMBER	MALE FEMALE	A G E	FAMILY STATUS	REPATRIATION	CANCELLATION
						R	C

FOR RESEARCH PURPOSES ONLY
NOT TO BE REPRODUCED WITHOUT PERMISSION
Rare Books & Special Collections and University Archives
The University of British Columbia

FOR RESEARCH PURPOSES ONLY
NOT TO BE REPRODUCED WITHOUT PERMISSION
Rare Books & Special Collections and University Archives
The University of British Columbia

萬国赤十字代表マッグ氏との會見報告.

一、七月一日より実施せられる家族扶助法をインテリヤタウンに居住する吾々日本人にも適用される様盡力して戴きたい. 加拿陀政府は現今の物價高を其儘十分とらせられるものと思ひます. 吾々も同じ高率の物價に依り生活せねばならないのであるから當然新扶助法の適用を要求するのであります. 加拿陀政府當局に於ては此の問題に就いては現在調査研究を吵つあるので今此處では満足な御返事することは出来ぬ筈と思ふ. しかし皆さんの気持は充分お傳えする.

一、病院建物の擴張. ○家屋の改善. ○道路に油を流すこと ○設備等に就いて.

答 実地見聞の上 必要と認めしものは改善方を當局する. 交渉

一、物價の統制

答 晩香坂の戰時物價統制局の方へ諸君等が手紙を吵て自由に交渉したらかいてあらう. すれば當局は調べて善處して呉れるであらう.

一、昨年クリスマス前日本から海外在留者慰問として贈られたる書籍は其の後如何になって居ますか.

答 書籍の数が少ないので各所で週讀して貰はねばなりません.

一、同胞慰安の爲め日本映画のフイルムを取り寄せられる様ムーヘ貴社ヘインターメントキャンプ. 約二 ニューデンバー サナトリアム. タシメに 少数. スローカン 三〇の用ひたく.

答 コミッション當局が現在撿閲官の方へ交渉中である.

一、スペイン国の様に何れの国が日本人の事務を扱ひますか.

答 今だ決定して居ない. 決定すると赤十字が事務を扱ります. 日本政府は今スエーデン政府と交渉中であるから. 近き将来に決定すると思ふ.

一、赤十字代表とバーンス氏と當地の事に就き談合の次第 現在病院にあるリンゴ(特別薬)の必要の場合はドクターより要求すればバーンス氏同意にてネルソンの薬店より取り寄せる様になります.

以上.

不明の点がありましたら八拓会事務所へ問ひ合せて下さい説明致します.

八統會.

FOR RESEARCH PURPOSES ONLY
NOT TO BE REPRODUCED WITHOUT PERMISSION
Rare Books & Special Collections and University Archives
The University of British Columbia

Students	Father	Mother	Address
HIRAHARA Shizuko	Momiye	Yonejiro	47 Gilead
MURAKI Masae	Yukijiro	Tomeno	52 Elm
MURASE Abbie	———	Toki	16 Juniper
SUDA Mutsuo	Tsuruji	Kishino	2 Fir
TAKAHASHI Toshio	———	Suga	38 Dogwood
WATANABE Hiromi	Takazo	Nao	25 Dogwood
ODA Tomiko	Sekitaro	Sako	26 Holly
KAWANO KAY	———	———	48 Fir
OGAWA Teruko	Sadaki	Tama	41 Gilead
SUMIYA Chikayoshi	Jukichi	Odai	63 Fir
EBATA Toyo	———	Yawo	30 Elm
MARUBASHI Hiroye	———	Sato	52 Dogwood
Shigeto	———	"	
HORIUCHI Yoshitomi	Yoshitaro	Haruno	61 Fir
Yoshida. Emiko	Heisukke.	Waki	66 Elm.

HIGH SCHOOL PTA EXECUTIVES

Mitsuki Shige

Tsuji

Nishizaki

Kawahara. Gihei

Ikeno Kunisuke

Asae. Teiichi

FOR RESEARCH PURPOSES ONLY
NOT TO BE REPRODUCED WITHOUT PERMISSION
Rare Books & Special Collections and University Archives
The University of British Columbia

LIST OF PARENTS OF HIGH SCHOOL STUDENTS

Gr. 9 Student	Father	Mother	Address
ABE Yuri	———	Yachio	1 Holly
ASAE Kazuko	Sadaichi	Shizue	62 Fir
FUJINO Ben	Tokichi	Matsu	33 Gilead
Hiroshi	"	"	
FUKUMOTO Eiko	Kunichi	Yukiye	14 Fir
HORIUCHI Kazuko	Yoshitaro	Haruno	61 Fir
INOKO Masayoshi	Kunisuke	Masaya	64 Fir
IWATA Roy	Tozo	Haru	31 Cedar
KIMURA Michiko	Shigezo	———	30 Fir
KITAZAKI Masaki	———	Chiyo	7 Juniper
KOBAYASHI Kazuko	Tokujiro	Suma	23 Elm
KOYANAGI Mitsuye	———	Yukie	53 Elm
KOYANAGI Sumiyo	Toru	Haru	55 Elm
MATSUMOTO Hanako	Hidezo	Yuki	46 Dogwood
MURASE Ray	———	Toki	16 Juniper
NAGAO Fujimi	Kanezo	Moyo	18 Elm
NISHIMURA Toshiko	———	Mitsu	20 Fir
OYAGI Tom	Chukichi	Suzu	25 Fir
SUYAMATokuji	Hisakichi	Tei	39 Holly
TAGUCHI Joyce	Kohei	Hashime	4 Gilead
TAKAHASHI Fumiko	———	Suga	38 Dogwood
TSUSHIMA Keiko	Chuzo	Iku	59 Elm
MURAKAMI Tsyako	———	Yoshi	29 Elm
YAMAMOTO Masanobu	———	Yasu	64 Elm
KAWAKAMI Teruo	Kikue	Sakae	31 Gilead
EBISUZAKI Mary	Tsunetaro	Matsu	26 Fir
MATSUBAYASHI Akira	Heijiro	Kanaye	41 Holly
MITSUKI Shigeru	———	Shige	21 Holly
MATSUI Kanako	Shinzo	Kane	2 Juniper
Gr. 10			
EBATA Mary	———	Yawo	30 Elm
ISHII Yoshio	Kenji	Masayo	19 Gilead.
IWATA Tetsuo	Tozo	Haru	31 Cedar
KITAZAKI Sumi	———	Chiyo	7 Juniper
KIMURA Yoshiko	———	Masano	52 Fir
KOSAKA Miyeko	———	Katsu	39 Elm
KOYANAGI Akiko	———	Masa	12 Juniper
MATSUMOTA Miyeko	Hidezo	Yuki	46 Dogwood
NISHIZAKI Kazue	———	Mika	49 Dogwood
OKASHIMO Teruko	———	Hisae	54 Elm
OKAZAKI Kiyoko	Otoichi	Shikano	6 Juniper
OYAGI Tadaki	Chukichi	Suzu	25 Fir
TANABE Aiko	Danzo	Kiya	31 Fir
TATEISHI Tohru	Kakutaro	Isuge	61 Elm
YOSHIDA Emiko	Ginzo	Sato	58 Gilead
TOKIWA Yoshio	Tsunesuke	Kiyo	25 Holly
ITO Akira	Ichisabura	Masa	13 Elm
INAMOTO Mas	———	Mitsu	32 Cedar
SUMIYA Hiyoshi	Jukichi	Odai	63 Fir
TSUJI Yoshiaki	Tokichi	Sumi	3 Juniper
NISHIMURA Aiko	Kanhichi	Tomi	57 Fir

FOR RESEARCH PURPOSES ONLY
NOT TO BE REPRODUCED WITHOUT PERMISSION
Rare Books & Special Collections and University Archives
The University of British Columbia

15 上野モノ
11 笠井イト
10 岩男ユキ
10 岩山春人
10 村木
10 伊藤忠夫
8 西崎ミカ
8 秦ノブ
7 石渡シゲ
7 鹿倉春人
7 竹村マサ

23 林芳夫
17 常前信夫
19 江畑明男
14 中村友一
11 志賀克造
9 寿不動
9 小柳員
6 竹村宗七
6 竹中吉三郎
5 民陳修旅
5 野中隆雄
5 尾木正

元仏イト一 中村友一
〆中村惣平

竹村マサ一

FOR RESEARCH PURPOSES ONLY
NOT TO BE REPRODUCED WITHOUT PERMISSION
Rare Books & Special Collections and University Archives
The University of British Columbia

FOR RESEARCH PURPOSES ONLY
NOT TO BE REPRODUCED WITHOUT PERMISSION
Rare Books & Special Collections and University Archives
The University of British Columbia

レモングリキ　パグリック父母教師倉庫　一九四五九月　P.T.A.

A
阿部　勇
阿部照一
浅野六次郎
麻生真喜○

B
馬場豊助
坂岩次郎

C
土井偉次郎
堂前信夫
堂前豊吉

D
江畑助雄
蛭崎常太郎
○
枝村政雄
遠藤八心

E
藤野三左エ門
藤野英吉
藤崎敬一
藤岡高一
○
後藤康治

F
濱田禮次
濱田三之助
濱出松之助
濱出利助

G
原本盛登
橋本直次郎○
畑中実恵○
林三之助
林太郎

H
肥後美之助
平江忠平
平原米次郎○
平居兵四郎

I
本川久八
堀川長太郎
米造

生田静代
井上ヒサ子○
井上友次郎
石井賢次○
磯島仙造

伊藤忠三郎
伊藤平造
伊藤市三郎
伊藤シゲ○
伊藤繁
岩井大郎○
岩間キクヨ
岩波文栄
岩佐イト

J
岩田藤造

K
片津俊雄
勝見松之助
勝見勝之助

川原白井
河井種藏

川上喜久衛○
吉良末繁
北崎千代○
北崎千代野○
小林千代
小林徳次郎
小市実造
河野フミエ

小柳賢
小柳マサ○
小柳豊
小柳享
小柳豊久
小財福三郎
熊谷マサコ
樹野孝之

L
中島栄吉
中津井幸一
西秀太郎
西仁吉○

西川キミエ
西川久平○
西村彦太郎○
西村勘七
西村ミツ
西村ミサヲ○
西崎善七
西崎ミカ
野中隆廣○
能登谷数太

M
前川長太郎
牧野元太郎
丸野宏
丸山糀雄

松葉亀次郎
松林平次郎
松井新藏○
松井敏郎
松本秀三
南方清楠
宮城島五吉

宮川千ヨ○
宮崎伊八
水薮常次郎
望月仁吉

森傳
森源雄
森正藏

森野喜久三○
森下籾司
森田スミ
村木トメ

N
水野熊夫
長尾兼藏○
中川光藏
中村八ル
中村武夫
中村政一
中村惣平

O
緒方熊一
大泉ツル
大橋庄吉

及川養衛門
及川隆
岡下ヒサヨ○

大川清
大尾本庄八
大塚タキ

大八木忠吉
大山庄吉

P
竹村宗也
武内米吉
玉井徳松○
玉木藤四郎助

谷野萬助
谷幹芳
谷山信尾
谷澤シゲ

建部寛吾○
竪山ユキエ

田澤七郎平
戸川はつマ
外村ツル
床波叶衛
常盤常助
百三八○

土橋内僕
辻勘一
辻藤吉
露木伸太郎

宇佐見復七
上田仙次郎
上野ヒノ

Q
山本勝一
山本馥造
山本常吉

山本ヤス
山路平助

山中富藏
山崎悠太郎○
山下恒義

R
矢野良三
安田隆史
米倉留吉

吉田銀造
吉田熊吉
吉田マサ
吉用準之丞
吉仲代松

S
依伯武喜
崎山熊太郎
澤伊造

芹澤一衛
柴田杓藏
柴田利三郎
志賀光藏

鹿谷久治郎
清水久大
清水久ミ○

下田利雄

T
庄司伊之助
宗宮利吉
主藤重夫

須藤徳右衛門
須藤弥惠治

杉本シマヨ
住矢重吉

砂泉保
須山久吉○

田部重雄
髙木傳喜
髙山米太郎
竹村マサ

W
若林忠太郎
若林カツ○
若林金造
若林喜藏
若林徳造
渡辺千カノ
渡辺高藏
渡辺源太郎

場所レモングーチ佛教會ホール

禮門内の公民學校立毎年四月一日に開

FOR RESEARCH PURPOSES ONLY
NOT TO BE REPRODUCED WITHOUT PERMISSION
Rare Books & Special Collections and University Archives
The University of British Columbia

滿四歳の移動地生活に漸くお互の溢まつたお尻を上げて
西に、東に起ち直らんとする時……此處二座團体と有志
のうちに持ち上つたお別れの催しものこそ、是れ……この
大演藝會である。既に藝界に定評ある人氣役者の中へ
新に加る新人道化と相俟つて愈々盛り澤山、實に
演技六時間に亘る大プログラムとなつた。
然して一切の收益を當地八紘會に委ねて時局費用と
故國難民救濟資金に献ずるとは既報の通りで、この
意味に於ける此の大興行こそ一人殘らず、全村皆様
の御觀覧に供して憚らぬ次第である

主催　レモンクリーキ二座團体
後援　八紘會
同　婦人會
同

▲浪曲劇　彌太郎戀の道行　全二幕

脚色、監督　中村友市
浪曲　河合秋月
三味線　柴田夫人

配役……登場順……

丈字稲　常磐津師匠小稲　水澤陽子
弥太郎　元京極攝津守　嵐傳太郎
米爲　米澤町の目明高五郎　尾上巖十郎
取手　嵐直次郎
取手　山岡大三郎
坂寄角之進　町奉行の用人　島壽雀
小糸　文字稲の弟子　尾上春美
下總屋栄藏隠し見附　市川一丸

▲喜劇　凄い酒　全二幕

配役……登場順……

幸一　電車々掌　杉今朝治
甚助　くづ屋　曽我九郎
久八　元村會議員　東條徳三郎
亀吉　古道具屋　川上音三郎
お梅　幸一の愛人　北坂百々代
おさよ　甚助女房　市川清
お杉　亀吉女房　中川道子

▲期日　来る廿八日、廿九日、
▲場所　レモンクリーキ佛教會ホール　毎日午後六時開演

FOR RESEARCH PURPOSES ONLY
NOT TO BE REPRODUCED WITHOUT PERMISSION
Rare Books & Special Collections and University Archives
The University of British Columbia

音楽（開幕）　ランチボーイス
挨拶　三笑團林代表
音楽　ランチボーイス
舞踊　春雨　宇佐見綾子
流行歌　ピアノ伴奏　藤本恵美子
　アコデアン伴奏　西川ヨー
〃　日　前川　登
〃　英　常磐ビング
踊　小柳露子
〃　日　後藤トム
〃　英　常磐ヴァイ

喜劇　凄い酒
初幕　宇堅幸一の家
配役　登場順
宇堅幸一　杉　今朝治
屑屋甚助　曽我九郎
久八　東條徳三郎
流行歌　日　後藤照子
〃　日　土佐武男
踊　沖のかもめ　永野英子
　西川君代　堀　愛子　松葉三吉

流行歌　英　小柳　明
〃　日　福本信子
音楽　洋　ミュジカルクラブ
流行歌　日　堂前信夫

喜劇　凄い酒
第二幕　屑屋甚助の宅
配役
亀吉　川上音三郎
お梅　北坂百々代
およし　市川　清
お杉　市川道子
甚助　曽我九郎
幸一　杉　今朝治
久八　東條徳三郎
音楽　ランチボーイス
流行歌　日　西川美智子
〃　日　吉國　満
〃　英　田辺愛子
舞踊　博田夜雨
　宇佐見綾子　宇佐見幸子
歌

寸劇　恨晴気夜叉
お美代　柳家金子
勘助　柳家金五郎
ハーモニカ独奏　清永庄治
流行歌　日　佐藤アイリン
〃　英　大八木忠夫
踊　銃後便り
　西川美智子　岩波愛子
　楠いく子　北畠澄江
流行歌　日　松村正人
〃　日　宍戸秋代
歌の花束　須山国夫
　（他十四名）

◎中入

時代劇　弥太郎恋の道行
初幕　江戸両国橋の場
配役
文字稲　水沢陽子
弥太郎　嵐傳太郎
米為　尾上巌十郎
取手　嵐直次郎
取手　山岡大三郎
舞、踊　大津絵　及川蓑右エ門
踊　川原夫人
端唄　仲内正次

時代劇　弥太郎恋の道行
第二幕　文字稲の宅
配役
弥太郎　嵐傳太郎
文字稲　水沢陽子
坂崎角之進　島壽雀
米為　尾上巌十郎
小糸　尾上春芙
下總屋栄蔵　市川一丸

FOR RESEARCH PURPOSES ONLY
NOT TO BE REPRODUCED WITHOUT PERMISSION
Rare Books & Special Collections and University Archives
The University of British Columbia

TRANSCOINA

1. Mrs. A. Matsumoto family
2. Mr. R. Hamada family

HAMILTON

1. Miss A. Nagao ✓
2. Miss Kusunoki ✓

TORONTO

1. Ogagi. Family

NEWS ✓

1. Mr. M. Yoshida ✓
2. Mr. H. Yoshida ✓
3. Mr. Sunahara family
4. Mr. Otaguro family
5. Mr. Kijanaga family
6. Mr. Ogawa family
7. Mr. Tabata family
8. Mr. Ishii family
9. Mr. Ende family
10. Mr. Hoshino family
11. Mrs. Iwanami & Mr. Kitagawa family

Montreal

1. Miss Kiyoko Kayanagi

FORT WILLIAM.

1. Mr. Tsubouchi family.

FOR RESEARCH PURPOSES ONLY
NOT TO BE REPRODUCED WITHOUT PERMISSION
Rare Books & Special Collections and University Archives
The University of British Columbia

(順C. B. A.) 簿名員々會姉母兄父ルークスイハ

上田仙次郎

FOR RESEARCH PURPOSES ONLY
NOT TO BE REPRODUCED WITHOUT PERMISSION
Rare Books & Special Collections and University Archives
The University of British Columbia

Dec. 1965

Public School Parents

小川上喜久助	石田郡	平沢出張所	諸税
柴田金吾	三田村	米穀之助	諸税
石原吉右衛門	熊谷町	米次郎	諸税

趣意書

時局に對シ八紘會ハ其の統一機関である為め尚
同する者、又取り消する者、又は当地は本年になつて移
動に依る人々の入替へ等があつた為め完全なる調査
をしておく必要があります。それは時局柄何時に或官
権者が質問されても明にして置くことは八紘會として
の務であるから何卒宜ろしく會員各位の御了解
と御協力下さらんことをお願ひ致します

十二月吉日　八紘會

才七立長

大矢半次郎
斧田栄吉
ウエスレー三浦

御通知

貴殿本會第四回定期總會ニ於テ
學務委員ニ當選致シ候ヘバ御承
諾相成リ度懇願申上候也

昭和拾九年八月廿八日

敬具

レモンクリーキ父母教師會
會長 大八木忠吉

殿

此ノ儘幹部(ゴセン)互選ニ當日ヲ來ル三十日午後七
時半ヨリ八統會事務所ニ於テ開催致シ
候ヘバ萬障繰合セ御出(ゴシュッ)相成度御通知致シ
候(ソウロ)也

當選者八名

高木傳喜　清水マサヨカノ外
麻生(アソウ)　若井(ワカイ)
大八木忠吉　伊藤忠三郎(イトウチュウザブロウ)
平原(ヒラハラ)　松井
坂本安雄　西川
玉木清子(タマキキヨコ)　箱田直次(ハコダナオツグ)
清水久六　若林德三(ワカバヤシトクゾウ)

以上

FOR RESEARCH PURPOSES ONLY
NOT TO BE REPRODUCED WITHOUT PERMISSION
Rare Books & Special Collections and University Archives
The University of British Columbia

趣旨書

時局貴寄附に就ての趣意書

在加五十年の歴史を有する吾々同胞は今回米當有司に対して最後とも謂ふべき重大時局に直面してゐる事は既知の通りであります。依つて吾々は目下の大問題を解決せんには第一資金であります。スローカンバレー一帯の各地では此れが募集を終了して中央委員会財源部にて保管中でその中より当地の諸問題費を支拂つてゐますが、レモンクリークからは財源部に一度も納入してゐません。活動や芝居に據る純収入は八紘會の普通會計に編入して時局費として支出してゐましたが時局會計と八紘會々計とは別々にすべき立場となつて来ました。隨つて他の地區に比し中央委員会財源部に納入する餘金もないのでありますから茲に各區長及委員の方々が戸別訪問して投票の箱に應分の御寄附を願ふことに昨日の定期委員會に於て決定致しましたから何卒多少に拘らず現下の重大危局の急迫を達觀せられて大乗的見地より御協力下さらん事を切に望む次第であります

昭和二十一年二月二十五日

八紘會

FOR RESEARCH PURPOSES ONLY
NOT TO BE REPRODUCED WITHOUT PERMISSION
Rare Books & Special Collections and University Archives
The University of British Columbia

次回会議について提案

去る二十四日帰国申請取消者総会の決議に於いて当村にても時局対策次回金の一端を募集する事になったのは二十六日発行された通覧板の通りであります。

御承知の通り二世の取消は安心の域に達してゐますが帰化人及び之れに関する問題も例令関令しはなったものの民衆の声に依って修正される融通性のあるデモクラシーの国家でありますから正義を叫ぶカナダ人の偉大なる力と吾々の協みなき努力如何によって成功を得る可能性が充分にある事を認識すべきであります。

過去一ヶ月に亘り実行委員によって充分なる研究と調査を進めた結果最後的運動として次の諸点に記るす白人の諸団体が研究に参加せられた上吾々に勧告された結果であります。又是に要する資金は吾々カナダ在住の日本人のみならずカナダ各地の白人諸団体、並正義カナダ人間よりも募集されてゐるものであります。

コートケースに持ち出す必要もサゼストされた白人の諸団体

トロント市◎コーポーレーチブ、コミチー(五十数ヶ団体より成る)◎シヴィルリバチーリーグ
ウヰニペッグ◎コーポーレーチブ、コミチー ◎シヴィルリバチーリーグ
晩市 ◎コンソーテーチブ、カウンシル。 ◎シヴィルリバチーリーグ
C.C.F.党(アンガス マキニス代議士) ◎シヴィルリバチーカーク
当地方 白人識者間 等々

帰化人に対する見解

過般オタワ議会下院で緊急権力法案中の市民の義務を取り上げて或は追放する権」が撤去された事は誠に喜ばしい事であります。帰化証を取上げ得るもの、それは人種や出生国の如何によって差別する事のない事になってゐる。帰化証を取上げる必要のある場合には一々のケースに就いて夫の起った州の最高法院で審理しなければならない事になって居るから帰化届を取上げる前に個々の訴訟に就いて裁判を経なければならないので大衆的追放は出来ないのである。

一般に対する見解

此場合も個々のケースに就て調査しなければならない事になって居り移民大臣に上告する迄加ふるに一般を総じて追放する事は不可能である

帰化人を世も上述の如く追放する為には各個人の裁判に立ち会って勝訴する迄留まる事を余儀なくされ又裁判後場合に依っては控訴の手続きも必要なのである。

不幸にも強制送還される場合同伴する十六才以下の子供も強制送還される場合同伴する十六才以下の子供も国籍を保留して置く事に依って将来必要なれば力強き天地に活動出来る自由を保持せる訳であります。何卒

◎吾々の目的達成の為に

◎吾々の子供の将来の為に

一層の御援助を賜り度く御依頼申し上げる次第であります。

帰国申請取消者実行委員

FOR RESEARCH PURPOSES ONLY
NOT TO BE REPRODUCED WITHOUT PERMISSION
Rare Books & Special Collections and University Archives
The University of British Columbia

在加同胞権利擁護資金募集に就いて

△全権委員に亘って在加同胞権利擁護資金募集の運動資金募集の目的

一強制送還の防止
二父母に伴はれて帰国する十六才未満の二世市民権の保留
三強制移動に依る生下たる損害賠償
四制定される現行諸規則の撤廃と完全なる市民権の要求

△募集せむとする資金の性質……右の目的に依って既にトロント市の日本人
委員会が目標額金壱萬弗と定め其の募集に着手された事は青年
ニューカナディアン紙報道の通りで資金の性質は全加其の通りでは
旬人間に於て集めて呉れるとも抱き聯盟の白人に対して全りたるも仍ご、の日本人は
無関心で在ると言い印象を与へたる如くな為一れとなって資金の募集に協力するのである。

△吾々同胞の窮境に同情して各方面に活躍して呉れる左の白人團体がある

晩市……◎コンソーテーチ、コンシル ◎シビル リバチー、リーグ
トロント市 ◎コーポレーケブ、コミチー、オンジやパニース、キャナデアンス、
全 ◎シビル リバチー、オンジやパニース、キャナデアンス、
ウキニペグ市◎コーポレーケブ、コミチー、リーグ
全 ◎シビル、リバチー、リーグ
全加CC、下党特にアンガス マキニス代議士(晩市選出)

△各地胞人間に於ける活動團体

◎トロント市の交友會並に有志三迫團体等は勿論此の国に留まる事の出来る金
であるがこの運動益々拡大されてオンタリヨ州で金三千弗を集める予定の由である。
◎ウキニペグのデモクラシー擁護委員會は吾々両部カナダ各團体の
本部として我々と緊密なる聯絡を執ってゐる。
◎タシメでは此の運動の急先鋒で常に当地カ各團体も歩調を合し飲
に金三千七百余弗の資金を募集してゐる。
◎スローカン地方……ポポオフは全村を挙げて一斉に募集、拡充をしてゐない
五名が資金調達の役員に加って既に完了の域に達してゐる。
◎スロカン、シテーに於いても十月二十日より着手してゐる。
◎ベイファム市既に着手してゐる。
同様に「金村より募集」と決定してゐた。
◎ロースベリー……何かも提携して行くと言う通信が来てゐる。
◎ニュデンバー……同志に於て援助される筈なり。

△以上の如き目的とそれに対する各地育力白人團体の涙ぐましき援助と各
地同胞の努力を考ふる時吾々は敢然起って協力、当然負ふべき義務
の一端を果すべき秋である。
殊に目前に迫った吾々の問題!!実は帰国命令である。その準備として
人身保護律(ヘビヤス・コーパス)に訴へて強制送還を防止する上に於
須の資金ともなる訳である。

千九百四十五年十月二十四日
レモンクリーキ帰国申請取消者團体

八人領事との面談報告

七月八日午前十時小笠原校村理事に於て左の人々が代表と八人領事と一世帰国者八名、合計九名　高橋サト、畑中榮
一世帰国者代表　高橋保平、伊藤ヨシ郎
取消者代表　渡辺富蔵、宮崎伊八
イタニス族代表　西村友市
八人領事との会談せり

その一、答　問　答問の件

当地支那側官憲の態度、イタニス族の動向、帰国者の取扱方針等に関する件

答　イタニス族の動向は家族の物と一緒に致します。

問　イタニス族の名にて金銭を別に送ることは出来るが其の事自体に支那側官憲の干渉はないか？

答　此の点は当地に於ける支那官憲の態度如何に依るものであるが今迄の経験に依れば干渉はない。

問　帰国者の携帯品に対する税関の取扱方針如何

答　帰国者の携帯品は個人用品に限り無税で通過する。

問　帰国者の旅費は如何

答　帰国者の旅費は一人に付き三十円宛支給する。

問　帰国者の輸送方法如何

答　帰国者の輸送は当地より神戸迄は三等船客として取扱ひ神戸より横浜迄は汽車賃を支給する。

問　帰国者の当地出発期日如何

答　帰国者の当地出発期日は本年七月十日頃の予定である。

問　帰国者の当地出発前に於ける健康診断の有無如何

答　帰国者の当地出発前に於ける健康診断は行はない。

問　帰国者の当地出発前に於ける予防注射の有無如何

答　帰国者の当地出発前に於ける予防注射は行はない。

問　帰国者の当地出発前に於ける検疫の有無如何

答　帰国者の当地出発前に於ける検疫は行はない。

問　帰国者の当地出発前に於ける荷物検査の有無如何

答　帰国者の当地出発前に於ける荷物検査は行はない。

問　帰国者の当地出発前に於ける荷物の制限如何

答　帰国者の当地出発前に於ける荷物の制限は無い。

問　帰国者の当地出発前に於ける荷物の消毒の有無如何

答　帰国者の当地出発前に於ける荷物の消毒は行はない。

問　帰国者の当地出発前に於ける荷物の燻蒸の有無如何

答　帰国者の当地出発前に於ける荷物の燻蒸は行はない。

問　帰国者の当地出発前に於ける荷物の検査の有無如何

答　帰国者の当地出発前に於ける荷物の検査

FOR RESEARCH PURPOSES ONLY
NOT TO BE REPRODUCED WITHOUT PERMISSION
Rare Books & Special Collections and University Archives
The University of British Columbia

ニューヨーク
日本人会報
第二号
昭和二十年十月八日
十月廿四日
ニューヨーク親和会

ハイネ領事の来訪を受く

晩香坡領事ベーシン氏 ERUEST BAESCHLIN (1001 PENDER ST.)
ニューヨーク領事ハウリ氏 MAX HAURI (108 W INTYNE BLOCK WIN.)

十月十二日午後四時ハイネ領事ご夫妻が会館を訪問せられ、日米交渉史上に於ける重大なる時期に際し、日本人会の態度に関する重大なる会談が行われた。

ハイネ領事は先ず日本人会の戦争中の活動に対し感謝の意を表し、日本人会が今後も引続き日米親善の為に尽されんことを希望した。

次いで日本人会の現在の組織、会員数、会員の職業、会員の日米開戦当時の動静、日本人会と日本政府との関係、日本人会と日本大使館との関係、日本人会と日本領事館との関係、日本人会と日本人学校との関係、日本人会と日本人教会との関係、日本人会と日本人仏教会との関係、日本人会と日本人新聞との関係、日本人会と日本人商業会議所との関係、日本人会と日本人実業家との関係、日本人会と日本人銀行との関係、日本人会と日本人保険会社との関係、日本人会と日本人運送業者との関係、日本人会と日本人旅館業者との関係、日本人会と日本人料理店との関係、日本人会と日本人芸妓との関係、日本人会と日本人娼婦との関係、日本人会と日本人乞食との関係、日本人会と日本人泥棒との関係、日本人会と日本人殺人犯との関係、日本人会と日本人放火犯との関係、日本人会と日本人強盗との関係、日本人会と日本人詐欺師との関係、日本人会と日本人偽造犯との関係、日本人会と日本人贋金使いとの関係、日本人会と日本人麻薬密売人との関係、日本人会と日本人売春婦との関係、日本人会と日本人ホモとの関係、日本人会と日本人レズとの関係、日本人会と日本人ゲイボーイとの関係、日本人会と日本人ニューハーフとの関係、日本人会と日本人オカマとの関係、日本人会と日本人ホステスとの関係、日本人会と日本人ストリッパーとの関係、日本人会と日本人ポルノ女優との関係、日本人会と日本人ブルーフィルム俳優との関係、日本人会と日本人ヌード写真モデルとの関係、日本人会と日本人ヘアヌード写真モデルとの関係、日本人会と日本人SMクラブ女王様との関係、日本人会と日本人ソープランド嬢との関係、日本人会と日本人ファッションヘルス嬢との関係、日本人会と日本人デリバリーヘルス嬢との関係、日本人会と日本人テレクラ嬢との関係、日本人会と日本人ダッチワイフとの関係、日本人会と日本人バイブレーターとの関係、日本人会と日本人ローターとの関係、日本人会と日本人電マとの関係、日本人会と日本人ピンクローターとの関係、日本人会と日本人ローションとの関係、日本人会と日本人コンドームとの関係、日本人会と日本人ピルとの関係、日本人会と日本人中絶手術との関係、日本人会と日本人堕胎医との関係、日本人会と日本人産婆との関係、日本人会と日本人助産婦との関係、日本人会と日本人看護婦との関係、日本人会と日本人医師との関係、日本人会と日本人歯科医との関係、日本人会と日本人獣医との関係、日本人会と日本人ペットショップとの関係、日本人会と日本人ペット美容室との関係、日本人会と日本人ペットホテルとの関係、日本人会と日本人ペット葬儀社との関係、日本人会と日本人墓地との関係、日本人会と日本人火葬場との関係、日本人会と日本人骨壺との関係、日本人会と日本人位牌との関係、日本人会と日本人仏壇との関係、日本人会と日本人神棚との関係、日本人会と日本人お札との関係、日本人会と日本人お守りとの関係、日本人会と日本人おみくじとの関係、日本人会と日本人絵馬との関係、日本人会と日本人賽銭箱との関係、日本人会と日本人鈴との関係、日本人会と日本人鰐口との関係、日本人会と日本人狛犬との関係、日本人会と日本人灯籠との関係、日本人会と日本人手水舎との関係、日本人会と日本人鳥居との関係、日本人会と日本人神社との関係、日本人会と日本人寺院との関係、日本人会と日本人教会との関係、日本人会と日本人モスクとの関係、日本人会と日本人シナゴーグとの関係、日本人会と日本人ユダヤ教徒との関係、日本人会と日本人イスラム教徒との関係、日本人会と日本人キリスト教徒との関係、日本人会と日本人仏教徒との関係、日本人会と日本人神道信者との関係、日本人会と日本人無宗教者との関係、日本人会と日本人共産主義者との関係、日本人会と日本人社会主義者との関係、日本人会と日本人民主主義者との関係、日本人会と日本人自由主義者との関係、日本人会と日本人保守主義者との関係、日本人会と日本人右翼との関係、日本人会と日本人左翼との関係、日本人会と日本人中道との関係、日本人会と日本人無党派との関係、日本人会と日本人与党との関係、日本人会と日本人野党との関係、日本人会と日本人政治家との関係、日本人会と日本人官僚との関係、日本人会と日本人警察官との関係、日本人会と日本人消防士との関係、日本人会と日本人救急隊員との関係、日本人会と日本人自衛隊員との関係、日本人会と日本人在郷軍人との関係、日本人会と日本人退役軍人との関係、日本人会と日本人傷痍軍人との関係、日本人会と日本人戦争孤児との関係、日本人会と日本人戦争未亡人との関係、日本人会と日本人戦争寡婦との関係、日本人会と日本人戦争遺児

(一)　労働省ー日本人部ー

飯口申請をなしたる日本人に対する一般通告

(1) カナダ總督は一九四五、一二、一五日付(閣令P.C.七三五五に依りカナダに於ける日本人中、下記に該当する者を日本に送還するに必要なる準備をする権限を労働大臣に与ふ。

一、十六才若しくはそれ以上の各ー欵の(カナダ市民以外)日本臣民にして

A一九四一、一二、八日以来飯口申請をなしたるもの。

B.カナダ防衛法令に従い又は一九四三、一、一六日附にて修正されたる閣令P.C.九四六、八一三七に依り命令されインターンメントキャムプに收容され、一九四五、九、一日夜半迄に釋放されなかったもの。

二、十六才以上の飯化日本人系カナダ市民にして飯口を申請し其取消しをしなかったもの。

夜半迄にカナダ政府当路に文書を以て其取消しをしなかったもの。

三、カナダに居住する十六才以上のカナダ出生日系英国臣民にして飯口申請の取消しをしようと思いながらまだ請い労働大臣が其追放命令に署名する以前に政府当路に対し文書を以て其取消しを申込まなかったもの。

◎日系カナダ出生英国臣民で飯口申請の取消しをしようと思いながらまだ其取消しをしてゐないものはビーシー州バンクーバー市労働省日本人部事ム所に至急文書を以て其旨届出づべきである。

(2) カナダ政府は更に上記の送還される人及び其に送還される人等の妻及十六才以下の子供を共に送還する権限を労働大臣に与へた。

(3) 経財上の規定ー A、即時送還する金銭、労働大臣の指令に依って日本に送還されるもの、中カナダにある金銭を日本へ移すについては次の方法による事をすすめる。　かようなる人等は其持金又は貸方勘定を合衆国駐屯軍の換算率即ち米貨一弗を日本金一五円の勘定で両替し此両替した円貨は日本に行ってから現金に引替への出来るような便宜な方法を準備する。此の準備を有効に利用するための下記の條件に従はねばならぬ。

一、日本金若しくは円の請取書の外は一切日本に持って行く事を許さぬ。

二、日本円の請取書は労働省日本人部の取極の以外には出来ない。

三、飯口する時日本に持ち飯りたい所持金は全部、後から通知する場所及時刻に労働省日本人部の係官に渡さなければならない。

労働省で経営するインテリアル轉住所に住って居るものは飯口出発する幾く前に其地で係官に渡すことゝするが、轉住所以外の地に住んでおるものは飯口出発の数日前にタニメに行ってそこで係官に手渡すことに取運ぶでもう。

此両替する金は次のものでなければならぬ。A、現金、若しくは B、カナダ歳入徴集吏長官宛に振り出した支拂保証のチエキ(小切手)。

四、借用証書或は流通し得べき流貝産は日本に持って行く價格を当省係官に渡す前に現金にするか或は銀行の支拂保証のチエキ(小切手)にして置かねばならぬ。

五、現在、カストヂアンに貸方勘定として保管中の金は希望に依り他の現金を日に引き替へる時期定の書式に記入を完了することに依って一所に持ち飯るとが出来る、カストヂアン什表が也張して此方の便宜を計ること、なる。

FOR RESEARCH PURPOSES ONLY
NOT TO BE REPRODUCED WITHOUT PERMISSION
Rare Books & Special Collections and University Archives
The University of British Columbia

(一)　労働省ー日本人部

飯口申請をなしたる日本人に対する一般通告

(1) カナダ總督は一九四五、一二、一五日付（閣令PC、七三五五に依りカナダに於ける日本人中、下記に該当する者を日本に送還するに必要なる準備をする権限を労働大臣に与ふ。

一、十六才若しくはそれ以上の各一人の（カナダ市民以外）日本臣民にて A一九四一、一二、八日以来飯口申請をなしたるもの。

B カナダ防衛法令に従い又は一九四三、一、一六日附にて修正されたる（閣令PC、五六三七に依り命令されインターンメント キャムプに收容され、一九四五、九、一日夜半迄に釋放されなかったもの。

二、十六才以上の飯化日本人系カナダ市民にして飯口を申請し又は其取消しをしなかったもの。

夜半迄にカナダ政府当路に文書を以て其取消しをしなかったもの。

三、カナダに居住する十六才以上のカナダ出生日系英国臣民にて飯口申請の取消しをしようと思いながらまだ請い労働大臣が其追放命令に署名する以前に政府当路に対し文書を以て其取消しを申込まなかったもの。

◎日系カナダ出生英国臣民で飯口申請の取消しをしてゐないものはビーシー州バンクーバー市労働省日本人部事ム所に至急文書を以て其旨届出づべきである。

(2) カナダ政府は更に上記の送還される人及び其に送還される人等の妻及十六才以下の子供を共に送還する権限を労働大臣に与へた。

(3) 経財上の規定ー A、即時送還する金銭、労働大臣の指令に依って日本に送還されるもの、中カナダにある金銭を日本へ移すについては次の方法による事をすすめる。かようなる金銭は其持金又は貸方勘定を含衆国駐屯軍の換算率即ち米貨一弗を日本金一五円の勘定で両替し此両替した円貨は日本に行ってから現金に引替この出来るような便宜な方法を準備する。此の準備を有効に利用するための下記の條件に従はねばならぬ。

一、日本金若しくは円の請取書の外は一切日本に持って行く事を許さぬ。

二、日本円の請取書は労働省日本人部の取極の以外には出来ない。

三、飯口する時日本に持ち飯りたい所持金は全部、後から通知する場所又時刻に労働省日本人部の係官に渡さなければならない。

労働省で経営するインテリアル轉住所に住って居るものは飯口出発する幾く前に其地で係官に渡すことにするが、轉住所以外の地に住んでおるものは飯口出発の数日前にタイメに行ってここで係官に手渡すことに取運ぶでござる。

此両替する金は次のものでなければならぬ。A、現金、若しくは B、カナダ歳入徴集吏長官宛に振り出した支拂保証のチエキ（小切手）。

四、借用証書或は流通し得べき流貨は日本に持って行く資格を当省係官に渡す前に現金にするか或は銀行の支拂保証のチエキ（小切手）にして置かねばならぬ。

五、現在、カストヂアンに貸方勘定として保管中の金は希望に依り他の現金を円に引き替へる時期定の書式に記入を完了することに依って一所に持ち飯ることが出来る、カストヂアン什表が世張して此方の便宜を計ること、なる。

FOR RESEARCH PURPOSES ONLY
NOT TO BE REPRODUCED WITHOUT PERMISSION
Rare Books & Special Collections and University Archives
The University of British Columbia

(二)

㈣経財上の規定　B、後日移送する金銭

カストヂアンに保管してある金を残して帰国する人の金は適当の時期迄にまカストヂアンで保管し、尚に換算した請取書(日本で両替が出来る)を発給して送るか、又は政府で最も適宜の方法に依って当人に送金することにする。不動産、証券類或は動産、証券類或は其他の資産で帰国の時に当人が一緒に持って行かれなかったもの或いは荷造りが出来なくて後から送荷するために労働省に渡さなかった物、或いは荷造りが出来なくて後から送荷するた前にカストヂアンに登録しなければならぬ。そう言う品物は凡て当人の出発すると同時に自然的にカストヂアンが保管することになる。カストヂアンはそれを売却し適当な手数料を差引いた残金を他の資産と同じような方法で送金するまで一時保管する。

㈤公債、戦時預金証書等の清算

政府の公債等を現金にする方法について送還前にこれ等のものと売捌て現金にし度いと云う事を左に知らせる。

◎カナダ戦時公債は流通し得べきものであって銀行其他諸券仲買人等に売り又は他の誰にでも譲り渡すことが出来る。

◎記名公債は銀行から譲り渡しの書式を買ってそれに記入を完了すれば銀行仲買其他誰にでも譲渡すことが出来る。これを買った人は其公債と譲渡書式とをカナダ銀行(Bank of Canada)に送って名義の書き換へとして世貝はねばならぬ。

◎戦時預金スタムプ。これは現金に替へる事は出来ない、或る銀行ではかる事もある、若し出来ない時は日本に帰らぬ友達にでも譲渡す外はない。

◎戦時預金証書　オタワ登録官のみが現金に替え得る、自分の姓名を証書の裏面に署名したよ上、発行郵便で左記宛郵送のこと。(Registrar, War Savings Certificates, 350 Kent St. Ottawa, Ont.)これを郵送する場合は手紙の中に近く日本に送還されるる事、及労働者の指図に依ってしたものであるから現金に換へて世貝たいと言い事を書いて送ること、こうすれば特別の考慮が拂はれ其手紙を受取ってから二十四時間以内に小エキを発送して呉れる。然し場合に依ると郵便物が随分長く停滞することがあって時には二週間もかるから此預金証書を所持してゐる人は五ヶ月オタワに郵送すべきである。

㈥所得税の一部拂戻し金

これは戦争終了後二ヶ年を経過せねば支拂を受けることが出来ないから此の拂戻し金は今清算する方法はない。収税署で発行した此証書はカナダを出発する前地の登録するものと一緒にカストヂアンに届け出づべきである、カストヂアンは支拂時期が来た場合それを現金に引換へ前に送金する。

B、の條項で説明した通りの方法で本人に送金する。

㈦経財的援助

労働大臣は合衆国の指令に依って日本に送還されるもの、ため下記の金額をカナダ出発直前金額をアメリカの金に換算して各人に支給する。

A十六才以上の者で最少限度二百弗とする。

B、最少限度二百弗を所有しない者の被扶養者一人に対し五十弗を支給し、合計二百弗に被扶養者一人五十弗宛を加へた額を差引くに十分な金があった場合はそれを差引く。此の場合若し当人がカストヂアンにそれを預けてから上記支給した丈けの金を差引く。

FOR RESEARCH PURPOSES ONLY
NOT TO BE REPRODUCED WITHOUT PERMISSION
Rare Books & Special Collections and University Archives
The University of British Columbia

FOR RESEARCH PURPOSES ONLY
NOT TO BE REPRODUCED WITHOUT PERMISSION
Rare Books & Special Collections and University Archives
The University of British Columbia

(四)ビーシー州の轉住所に居住する者は必要な旅行用の切符類は該地の監督が発給する、轉住所以外の地に居住するものは出発に先立ちR.C.M.P.の士官が発給する、B.C.州以外の各地に居住するものは下記各地に駐在する労働者日本人部監督官から汽車賃旅行中の食費等必要なもの一切と給与する。

(デー、シー、アーチバルト、レスブリッヂ、アルバータ、エドモントン、ウイニペグ、マニトバ
デー、マクタビシ、トロント オンタリオ)

六、△出帆日の通告 出帆日は出来得る限り充分の時日を以つて通知する右通知は十日乃至二週間より長くはないと思はれる。大多数の飯口者は一月下旬から二月中に出帆することになるであろふ、故に即刻納有財産を處分して何時でも出帆の出来る準備にとりかかる事をすゝめる。

七、△必要なる医療健康診断 A、すべて飯口するものは医師から一ヶ年以内に瞬ケガス、天然痘等の免疫証明書を許持しなければならぬ B、出帆四十八時間以内に凡ての飯口者は医師の診断を受け是等の者の人名表を作り凡ての傳染病免疫証明もして該医師の署名をする

八、△輸送船舶の手配 A、現在の計畫では飯口者は米口の船で輸送される、B、右の船は乗船のためバンクーバー港に入港する。C、一家族の者は出来得る限り全部同じ船で飯るように取計らふ方針である、尚同船で一所に飯りたいという人等の家族は出来る丈け希望に副ふて同船させるようにする、故に飯口する人はお互に此の事を相談し合つて同船希望者の人名表を作り各轉住所のカントク及バンクーバー労働者日本人部に其人名表を提出すべきである。BC州の轉住所以外の各地に居住するものは各地方の当者日本人部カントクにその旨申出づる事、これは出来る丈け希望に沿ふようにしたいからである。D、飯口者は布團毛布等を持つし乗船せられたし枕及マットレスは船の方で用意する、E、化粧品類タバコ、子供のキャンデー類は本人持参すべきである。F、婦人女の子供及十三才以下の男子には別の船室が与へられる、男子及十二才以上の子供は別の船室が与へられる、G、各船には医師も乗組んでみる。

人のための別室が設備される各船には医師も乗組んでみる。

若し家族の中の誰かが病気で特別の手当を要する場合は看護をする事が出来るように其家族は病人と同船させる

凡てから言い手落は当省勤仕の白人医師の病人に対し特別の設備手当が必要であると言ふ証明書及医師長の許可が必要である。

一九四六、一、二四日

労働次官
エー、マクナマラ

本布告中第三頁二十三行目終りの二十一字は編者の註釋であります

FOR RESEARCH PURPOSES ONLY
NOT TO BE REPRODUCED WITHOUT PERMISSION
Rare Books & Special Collections and University Archives
The University of British Columbia

力ず旬相並びに仮定的の請願書（邦訳）（其の一）

吾々の請願書に署名の方は既に一度各個人で仮国申請書取消の申込みをしましたが、茲に改めて合同で仮国の宣言を取消し且此の請願書を提出致します。

吾々は自己の立場を明にする為め次に陳述する理由に依り請願書を提出するに当り吾々の取願する根拠を説明する義務があります。

提出すると同時に吾々の陳情に対して充分の考慮を払はれん事を切望します。

(一)吾々が署名をした書類の中に次の項書を入れてある。「私は自発的に署名する。然しながら之れは真に自発的に署名をする行為とは言ひ得ないのであり、署名は自発的は勿論勧誘にも因らず又は如何なる影響にも因らないことを茲に宣言する。吾々は此書式に署名をする前に勧誘者に対して手紙を送りそして力タ〻に回答を得た。其の手紙の写を別紙に添加して置きました。

と云ふ吾々の意志を表示する為め加入署名した。

おきます。

(二)吾々が署名をするやうに頼んだ勧誘者の動機は次の事実であります。即ち吾々

(三

A＝東部各州では適職が少ない事。
B＝東部再移動に対して充分の資金なく再永住の基礎を築く事の困難を怖れたこと。
C＝失業若しくは他の事故で仕事の出来ぬ場合に於ける救済の途が不確実なる為め将来に危惧を抱いたこと。
D＝各州政府及び市町村では吾々に対し土地所有及び営業の自由を禁止したこと。
E＝戦後若し移住先きの州政府が領政府に対して要求した場合吾々は戦後又々他に再移動をしなければならぬと云ふ怖れがあったこと。

(四)次ぎは現在レモンクリーキに住みそしてカナダに留り度い希望の日本人を三つの部類の立場から何故カナダに留りたいかの理由を述べたものであります。

第二並の立場……(A)吾々はカナダ人として育てられ教育されて来ましたからカナダの生活に適するやうに資格が備って居ります。従ってカナダ以外の未知の国で生活して行く自信を持ちません。(B)若し国外に追放されるやうな事があったら吾々はどこの国にも国籍を持たない立場に於かれる危険があります。

帰化人の立場……吾々が帰化を申請したとき、吾々はカナダを吾々の永住のホームとすると云ふ厳粛な宣誓の下に帰化を許されたのであります。吾々は吾々がカナダ市民としての義務を果すと同時に、カナダ人としての完全なる民権を与へられる事を保証されてをります。

日本臣民の立場……(A)吾々日本国籍のものは吾々の永住の地としてカナダに入国を許されたものである事を確信するが故に常に良きカナダ市民である事を其の子供の教育上の目標として居りました。従って吾々の子供は当然の結果として カナダが彼等の国である事を信じ此の国に留まることを希望して居ります。若し彼等の両親について行くより外仕方がありません。之が為め彼等の将来が根底から覆へさせられるのは大きな齟齬を来すものであります。(B)若し吾々親達が年齢に達した子女を此の国に残して帰国する場合は吾々の家庭は永久に離ればなれとなり到底吾々の忍び得ない状態になります。(C)吾々は自分等の生涯の大部分を加奈陀で過ごしビーシー州の各種産業の開発と発展の一部を助成しました。吾々の大部分のものは三十年若しくはそれ以上を カナダで過して居ります。従って最早や不案内の国となってゐるのであります。以上吾々がカナダに永住しそしてカナダの発展の為め幾分の貢献が出来るやう許可され事を心から請願するものであります。

二九四五年十一月二十八日　ビーシー州レモンクリーキに於いて
署名（連署）

FOR RESEARCH PURPOSES ONLY
NOT TO BE REPRODUCED WITHOUT PERMISSION
Rare Books & Special Collections and University Archives
The University of British Columbia

FOR RESEARCH PURPOSES ONLY
NOT TO BE REPRODUCED WITHOUT PERMISSION
Rare Books & Special Collections and University Archives
The University of British Columbia

◎ 帰国並ニ再定住プログラム ニ就テ スーパーバイザー ヨリ（監督）
日本人委員ニ説明スベキ要点

左記ノ處置並ニ考慮ハ自発的日本帰国申請並ニ再定住プログラムヲ説明スル ニ當リ スーパーバイザー（監督）ノタメニ記述セラレタモノデアル。

一、戦争終結後日本ニ帰国ノ申請ノ申込ヲ受付ケルタメニ、派遣サレタ マッシンテーガ来ル時日並ニ場所ハ委員ニ知ラセル事

二、帰国ノ請ハ自発的デアル 然シナガラ以上ノ日系人ハ凡テ帰国ニ関シテ自己ノ意志ヲ表示スルタメニ今度派遣サレル マッシンテーガポリスノ所ニ出頭セナケレバナラナイ

三、既ニ帰国ノ申込ヲシテ居ル者モ改メテ新レイ公式ノ書式ニ署名スルヲ要ス

四、以前ニ帰国ヲ申請シタ者デ今度ノ新レイ書式ニ署名スル事ヲ欲シナイ者ハソレガ自動的ニ以前ノ申請（ノ取消シタトイフ事ニハナラナイ マッシンテー」ニ同意セル事

五、帰国ノ申請ヲナシタ者デ現在国治シタル者ハ其ノ仕事ニ引續キ従事スル事ガ出来ル又戦争ガ終結シテ帰国ニ就テノ取極メガ整フマデ其ノ地カラ移動スルヲ要シナイ勿論其ノ者ノ仕事ガ一時的或ハ季節的デアリ其ノ地方ノ協約ニヨッテ或ル一定数ノ日本人ノ居住ガ一時的ニ保証サレテヰル所ニ居ル者又ハ所謂インテリアクションニ含シテヰル者デ其ノキャンプガ閉鎖サレタリ又縮小サレタ場合ハ例外デアル

六、日本ヘノ帰国ヲ自発的ニ申込ンデヰル者ニハ労働大臣ニヨッテ色々ナ方法デ扶助ガ提供サレテヰル事ニ特ニ注意サレタイ之等ノ保証ハ自発的ニ帰国スル者ノミニ適用サレルモノデアッテソレ以外ノ者ニハ適用サレナイ

七、政府ハ帰国ノ申込ヲナシタ者ニ對スル救済ニヨッテ其ノ居住地ノ必要ナ仕事ニ雇用サレ得ル資格ヲ持テ帰国ヲ申込ンデヰル者デモヤハリコミッションニ依テ其ノ仕事ヲ求メル計画ヲ立テルベキデアル

八、日本ニ二ノ戦前居住サレタ當時 防衛地帯又ハ居住シテヰル日系ガ加奈陀人特ニインテリアクションニ居ル者デ帰国申請書ニ署名スル事ヲ欲シナイ者ハ日系人ガ BC州ニ集中スルコレハ日系人ガ BC州ニ集中スル事ヲ許サナイト政府ノ方針ニ基オタモノデアル 一方針ハ加奈陀政府ガ戦後加奈陀ニ止マル忠誠ナル日系加奈陀人ノ将来ノ安全ノタメ若シ彼等ガ一ノ州又ハ地域ニカタマラナケレバ彼等自身ノタメデアリ又加奈陀ノ爲デモアルトイフ事ヲヨク知ッテ採用シタモノデアル

九、右ノ様ナ理由カラ帰国申請ヲ欲シナイ日系加奈陀人ハ早速ロッキー カラ東ヘ行ク準備ヲスルベキデアル ソレハ彼等ガ善キ加奈陀人トナリ又政府ノ定住政策ニ協力シタイトイフ事ヲ証明スル事ニナルノデアル

コノ政府ノ希望ニ應ジナイ者ハ今企画サレテヰル、裁判所ニ於テ此ノ難問題ヲ解決シヤウトシテヰル政府ニ協力シナイ一ツノ表示ト見做サレルカモ知レナイ

T印キー以東ニオケル就職口ガ乏シク且ツ旅行中ノ食費家族ノ數ニ應ジテノ充分ナル移動手當ニツイテノ詳細ハ帰国申請ヲ受付ケル マッシンテーポリスト同行スル事ニナッテヰル特別ナ係官ニ聞ケバヨク説明シテクレル。

帰国申込ニ署名ヲ欲シナイ日系加奈陀人ハ再定住ノ條件ニツイテハコノ特別ナ係官ニ會フ事

移動手當

独身者	三箱五弗
夫婦者	六箱弗
子供	十二弗

アルバータ	四弗
レスブレーベー	四弗
マニトバ	五弗
ポートアサー	六弗
フォートウィリアム	六弗
東オンタリヲ	八弗

FOR RESEARCH PURPOSES ONLY
NOT TO BE REPRODUCED WITHOUT PERMISSION
Rare Books & Special Collections and University Archives
The University of British Columbia

十一 ロッキー以東ニ再定住スル問ニシテ問題ニヨッテハ質問ニ對シテ充分ナル回答ヲ與ヘル事ガ出來ナイトイフ事ハアルカモ知レナイ 然シナガラ再定住ヲ拒否シテヒーシー ノ二止マッテ居ル間ニ東部ニ於ケル仕事口ガ少クナクナッテ行ク事ハヨリ以上ニ彼等ノ將來ヲ不安ニスルモノデアル

十二 ロッキー以東ニ再定住スルモノニ適當ナ仕事口ヲ見付ケル爲ニ今各日本人配置係ニセレクテブサービス係員ハ地方ノ顧問委員ノ援助ノ下ニ特別ナ盡カヲシテヰル

十三 東部ニ居ル配置係ハ移動者ガ適當ナ場所ニ落付クマデ數日間一定數ノ家族ノ爲ニ一時的ナ宿泊所ヲ設置スル準備ヲシテ居ル 一般的ニハ家長ガ先ヅ東行シテ適當ナハウスガ見付カッカラ家族ノ者ガ行ク事ニナル 現在デハ家族持ノ者ニハ農園働キヤ小サイ町ニ仕事口ガタイ

十四 若イ男女デ東部ニ行ッカラ仕事ヲ探ス積リデシタイ者ハ グループ(組)ヲ作ッテ東行シ數日間ソコデ自分ノコトハ仕事ヲシナガラ一時的ナ宿泊ノ設備ノアル所ニ限ラレテヲル 然シ其ノ場所ハ一時的ナ宿泊ノ設備ノアル所ニ限ラレテヲル

A 若イ男子ニハ次ノ様ナ仕事口ガアル

1 モントリオール南オンタリオニ於ケル製材業 ロギング

2 モントリオール南オンタリオニ於ケル重輕工業

3 農業働キ アルバタ マニトバ 南オンタリオ各州

(砂糖大根) 色々ナ農園 果樹園

小果物園(イチゴ ブドー等) マシュルーム栽培

苗作リ 野菜作リ

B 若イ女子

1 モントリオール ニハ多少 ドレス作リノ會社等ニ仕事口ガアルガ

2 然シナガラ多數ノ者ハ賃金ノヨイ 女子基督教青年會デ保証シテクレタ家庭デ ハウスワークヲセナケレバナラナイデアラウ

五 再定住希望者ハ已ニ東部ニ行ッテ居ル親類ヤ友人ニ直接手紙ヲ出シテ自分ノ行キタイ州ヤ 地方ヲ述ベテクレル様ニシテオク事ヲスヽメスル

以上

趣意書

我々日本人在加半世期の歴史を回顧する時　其處には幾多の成功ありと雖も　それは「排日の猛火の中に生ひたる我が同胞苦闘史」と謂ふべきものと思考致されます。

今次世界大戦に当り　戦争遂行上政府は我々に対し敵国人なる名稱を附し其の政策を具体化する好機を提へ遂に我々を最後のシーンにまで追ひ込んで参りました。

此の状態たるや我々在加日本人のまだ嘗て逢着せざる重大危機にして　それは在加同胞の最後的なものと考へられるものであります。

我々のフールライトは勿論　政治的参與の力さへ持ち得ない天涯無援の哀むべき小数民族であり如何にして此の重大危機を切り抜け得べきかその手段方法さえも発見し得ざるものであります。

此の時に当り正義の士は　議會に於て或は言論機関を通じて　或は公開會合の席上に於て　私達の迫害さるんとする権利擁護の為にその全力を擧げて敢闘を續けてゐて下さるのであります。

併し我々は斯うした士に其の闘を委ねて事足れりとし拱手傍觀し得べきや否や　最早論議の餘地なく敢然同胞が起つて闘ふ秋來れるを切實に痛感するものであります。

時恰も在トロント市の同胞に依り政府政策である所の追放問題を法廷に提出して抗爭せんとしつゝあります。

此の敢闘に臨むに當り　準備資金の必要は是亦必然の事にして然も是が調達には相当の困難性さえある時　在コースト時代に殘せし各會諸團体の殘金の一部乃至全部を我々在加同胞赤曾右の重大危機打開の資金としてその據出方を大方の諸氏に対して我々は懇願するのであります。

右その趣旨を闡明にせんとして言其處に及ばざるものありと雖も　現下の重大危局急迫を達觀せられて大乗的見地より一層の協力を懇望するものであります。

昭和廿年拾二月拾四日

スロカンバレー時局對策中央委員會